

第 8 期嘉島町  
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

令和 3 年 3 月  
嘉島町

# 目 次

|                                      |           |
|--------------------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画策定にあたって</b>                 | <b>1</b>  |
| 1 計画策定の背景                            | 1         |
| 2 計画の位置づけ                            | 2         |
| 3 日常生活圏域の設定                          | 3         |
| 4 計画の策定体制                            | 3         |
| 5 介護保険制度改正の動向                        | 4         |
| <b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b>                | <b>7</b>  |
| 1 高齢者を取り巻く現状                         | 7         |
| 2 アンケート調査結果の概要                       | 12        |
| <b>第3章 計画の基本方針</b>                   | <b>20</b> |
| 1 基本理念                               | 20        |
| 2 基本目標                               | 20        |
| 3 施策の体系                              | 22        |
| <b>第4章 施策の展開</b>                     | <b>23</b> |
| 基本目標1 生涯現役を目指した健康づくり、介護予防・自立支援の推進    | 23        |
| 基本目標2 高齢者も地域の一員として支え合う地域共生社会の実現      | 26        |
| 基本目標3 支援・介護が必要になっても、安心して地域で暮らせる体制の構築 | 29        |
| 基本目標4 持続可能な介護保険制度の円滑な運営              | 36        |
| <b>第5章 介護保険事業の運営</b>                 | <b>39</b> |
| 1 サービス見込み量の推計方法                      | 39        |
| 2 介護保険サービスによる介護（予防）給付の将来推計           | 39        |
| 3 総給付費及び介護保険料の算定について                 | 51        |
| <b>第6章 計画の推進体制</b>                   | <b>57</b> |



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

---

介護保険制度は、我が国が本格的な高齢化社会を迎えるにあたり、社会全体で高齢者の暮らしや健康、安全を保障するという理念の下、2000年（平成12年）に創設されました。介護保険サービスは、時代の変化に合わせた制度改革が行われており、2011年（平成23年）の制度改革以降は、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）までを見据えて、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築が目指されてきました。制度の創設から20年が経過し、人口減少・少子高齢化が急速に進行する中、今後も制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

また、少子高齢化の進行による社会構造の変化や核家族化・共働き世帯の増加等の人々の暮らしの変化を踏まえ、国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。

こうした現状を踏まえ、嘉島町（以下「本町」という。）では、2018年（平成30年）3月に「第7期嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第7期計画」という。）を策定し、「すべての高齢者が活力と生きがいを持って安心・健康に暮らせるまち」を基本理念に、だれもが生涯を通じて生きがいを持って活躍できる地域づくり、医療・介護・予防・住まい・生活支援等を一体的に提供する地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んできました。

第8期嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「本計画」という。）は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの充実を進めるとともに、さらに現役世代が急減することが見込まれている2040年（令和22年）も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向けて、策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

### （１）法令等の根拠及び他計画との関連

#### ①法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく市町村老人福祉計画と介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定し、高齢者保健福祉サービスと介護保険サービスを総合的に展開することを目指すものです。

#### ■高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画の関係

### 第 8 期嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

#### 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉事業全般にわたり供給体制の確保に関して必要な事項を定める計画

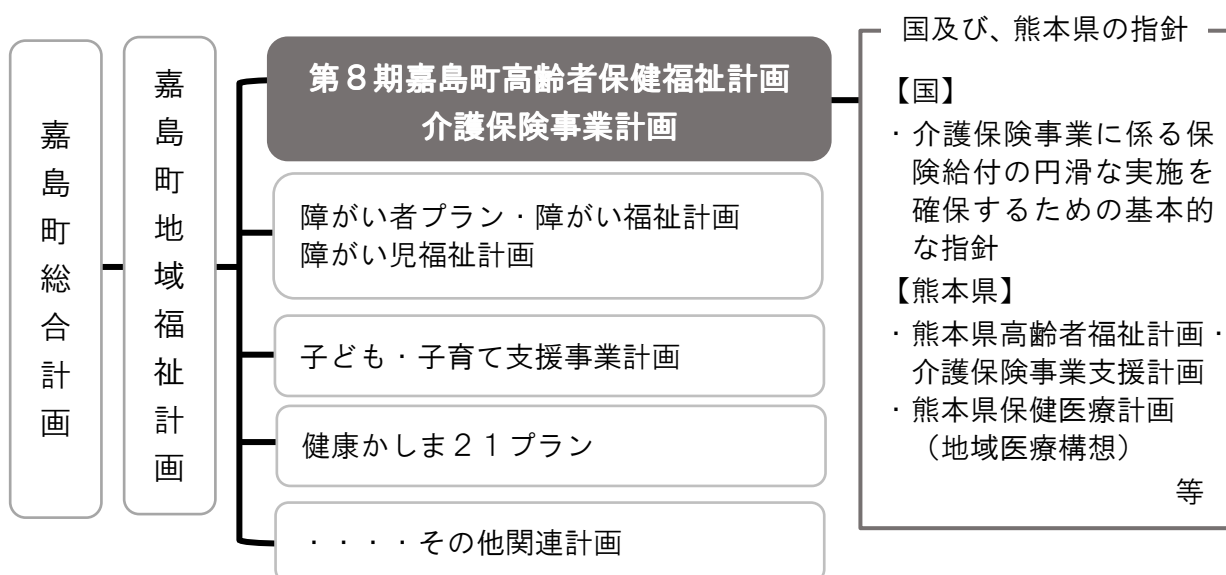
#### 介護保険事業計画

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関して必要な事項を定める計画

#### ②他計画との関係

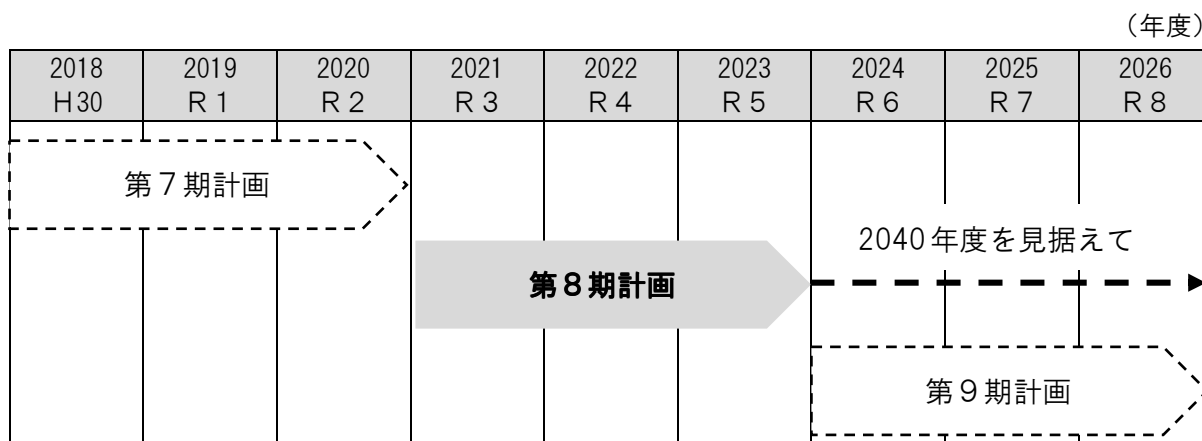
本計画は、「嘉島町総合計画」の高齢者施策の部門別計画であり、「嘉島町地域福祉計画」等の関連する計画との整合を図り策定しています。

また、国の定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、熊本県の「熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画」等、関連する国、県の指針を踏まえ、策定しています。



## (2) 計画の期間

本計画は、2021 年度（令和 3 年度）を初年度とし、2023 年度（令和 5 年度）までの 3 年間で 1 期とする計画です。また、団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年度（令和 7 年度）、15 歳～64 歳の生産年齢人口が急減する 2040 年度（令和 22 年度）を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の整備を図ります。



## 3 日常生活圏域の設定

「市町村介護保険事業計画」においては、住み慣れた地域での生活を継続できるようにするために、地理的条件、人口、交通事情、医療施設等を勘案して、「日常生活圏域」を設定する必要がありますが、本町では第 8 期についても第 7 期に引き続き、町全域を一体にとらえ 1 つの日常生活圏域を設定することとします。

## 4 計画の策定体制

### (1) 学識経験者、住民等による策定体制

本計画は、被保険者、保健、医療及び福祉関係者等で構成する嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会において、介護保険サービスの利用量や施設の整備量及び、介護保険料の設定について、協議を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

計画を策定するにあたってアンケート調査を実施し、高齢者の生活実態や介護保険サービスの利用意向等についての現状と今後のニーズ等を把握しました。

### ①在宅介護実態調査

在宅で要支援・要介護認定を受けている方 100 名を対象に、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」や「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として実施しました。

### ②介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65 歳以上の要介護認定のない方 800 名を対象に、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することを目的として実施するもので、からだを動かすこと、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康などに関する項目を調査しました。

### （３）パブリックコメントの実施

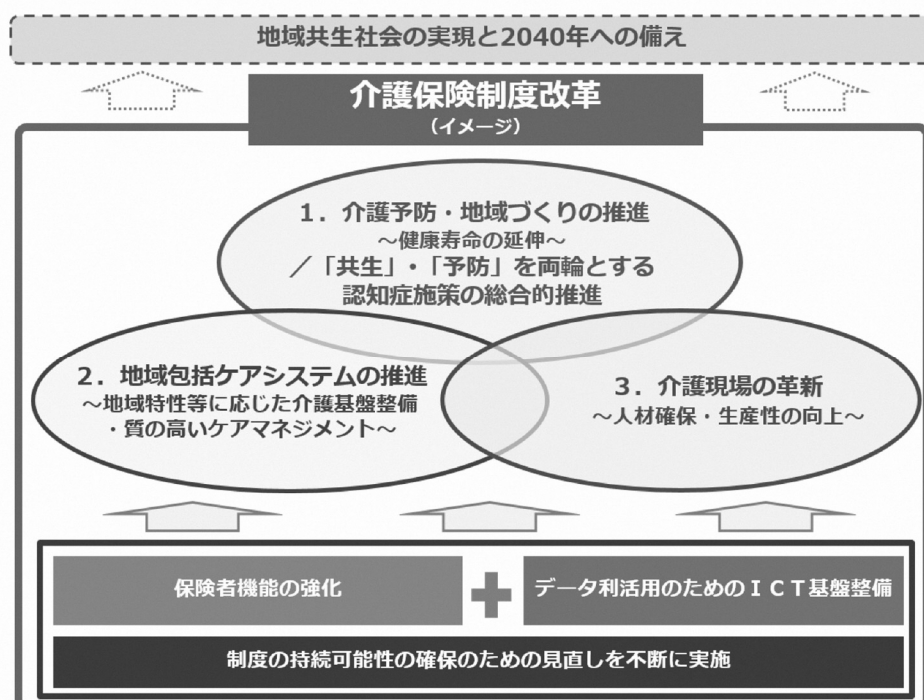
計画策定にあたり、広く住民からご意見をうかがうためにパブリックコメントを実施しました。

## 5 介護保険制度改革の動向

### （１）地域共生社会の実現と 2040 年（令和 22 年）への備え

本計画は、国から示された制度改革の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。2040 年（令和 22 年）に向けて「現役世代人口の急減」という重要課題に対応しながら、「介護予防・地域づくりの推進」「地域包括ケアシステムの推進」「介護現場の革新」に取り組み、地域共生社会の実現を目指していくことが必要です。

#### ■介護保険制度改革のイメージ



## （２）第８期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

### ① 2025（令和７年）、2040年（令和２２年）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

団塊世代が75歳以上となる2025（令和７年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和２２年）に向け、介護需要の見込みに合わせたサービス基盤整備など、中長期的な視野に立って、具体的な取組内容やその目標を計画に位置づけることが必要である。

### ② 地域共生社会の実現

地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現にあたっては、その理念や考え方を踏まえた包括的な支援体制の整備や具体的な取組が重要である。

### ③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めるとともに、介護予防・健康づくりの取組を強化して健康寿命の延伸を図ることが必要である。

### ④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護需要の受け皿としての役割を担っており、質の確保や適切なサービス基盤整備を進めるため、都道府県・市町村間の情報連携を強化することが必要である。

### ⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を両輪として、①普及啓発・本人発信支援、②予防、③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援、⑤研究開発・産業促進・国際展開に関する施策を推進する。

### ⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護人材の確保について、介護保険事業（支援）計画に取組方針等を記載し、都道府県と市町村が連携しながら進めることが必要である。また、総合事業等の担い手を確保する取組や、介護現場の業務改善、文書量削減、ロボット・ＩＣＴの活用の推進等による業務の効率化の取組を強化することが重要である。



#### ⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、都道府県及び市町村においては、①介護事業所等と連携した防災や感染症対策についての周知啓発、研修、訓練等の実施、②関係部局と連携して、介護事業所等における災害や感染症の発生時に必要な物資についての備蓄・調達・輸送体制をあらかじめ整備、③都道府県、市町村、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築に関する取組を行うことが重要である。

なお、平時からＩＣＴを活用した会議の実施等による業務のオンライン化を推進することは、災害・感染症対策としても重要である。

## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 1 高齢者を取り巻く現状

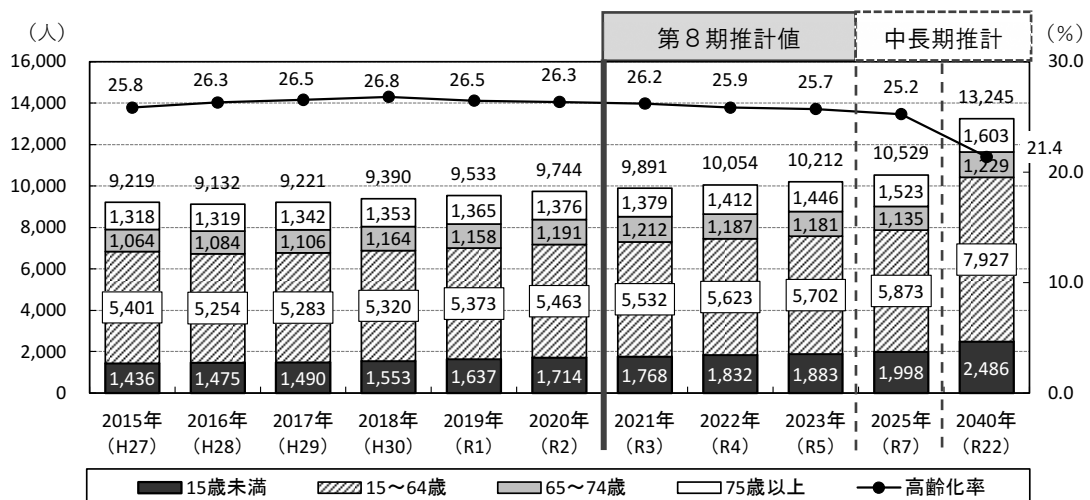
#### (1) 人口の推移と推計

総人口は、2016年（平成28年）より年々増加しており、2020年（令和2年）には9,744人となっています。高齢化率は毎年26.0%前後で推移しています。

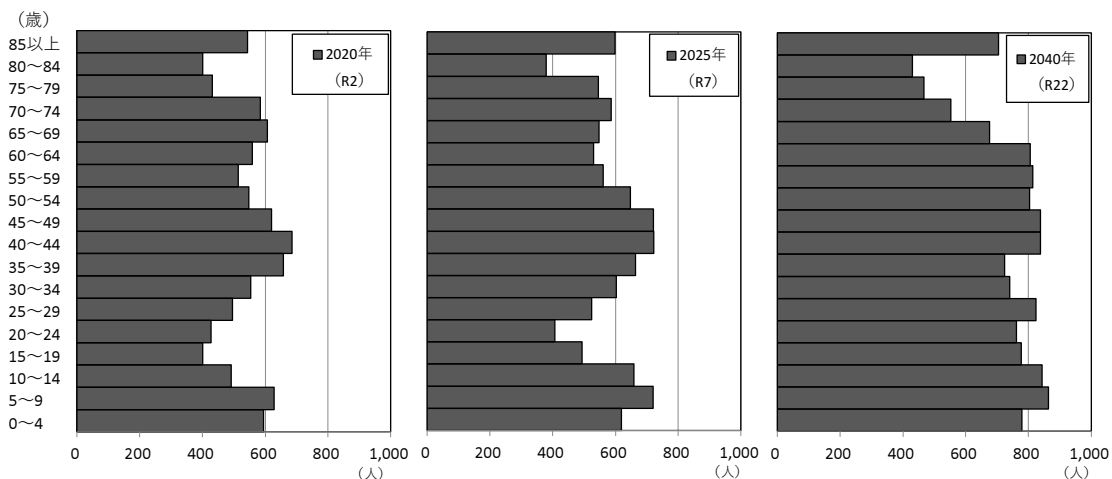
推計では、総人口の増加に伴い、高齢者人口も増加することが見込まれ、特に75歳以上の後期高齢者人口は2023年（令和5年）で1,446人、2025年（令和7年）には1,523人程度と見込まれます。

年齢別人口の推計で人口構造をみると、2020年（令和2年）に最も人口が多いのは35～39歳、40～44歳ですが、2040年（令和22年）には高齢者の中でも、85歳以上の人口が多くなると予測されます。

■年齢4区分別人口の推移と推計



■年齢別人口の比較（令和2年実績と令和7年、令和22年推計）



資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

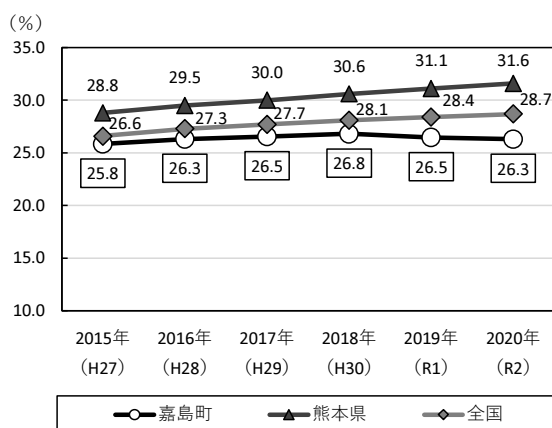
（推計は、平成27年～令和2年の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法で推計したもの。近年の人口変化を基に算出した推計であり、中長期推計値はあくまで参考値です。）

## （２）高齢化率の比較

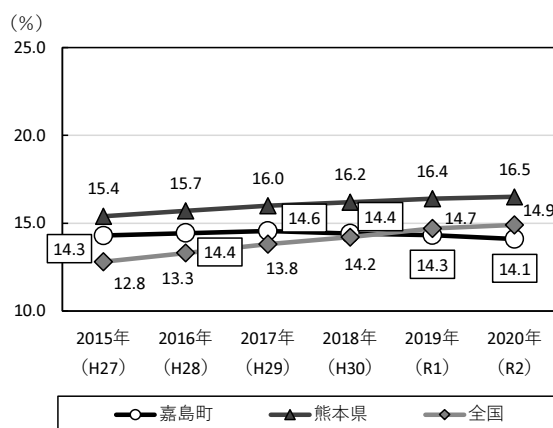
高齢化率の推移を熊本県、全国と比較すると、熊本県は全国を上回って推移しており、2017年（平成29年）以降、30%以上となっています。本町は、2015年（平成27年）以降、熊本県、全国を下回って推移しています。

後期高齢化率については、熊本県は全国を上回って推移しており、本町は、2015年（平成27年）から2018年（平成30年）まで、全国を上回っていましたが、2019年（令和元年）以降は熊本県、全国を下回っています。

■高齢化率の推移



■後期高齢化率の推移



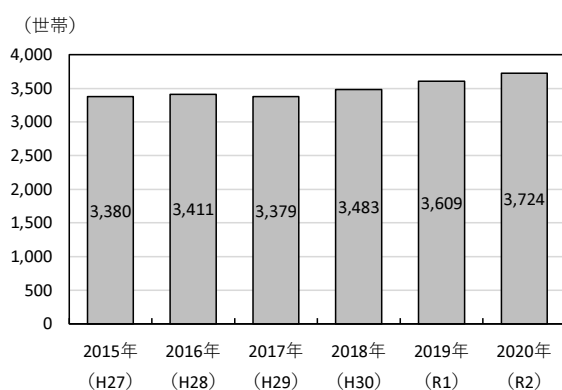
資料：（嘉島町）住民基本台帳（各年9月30日現在）  
 （熊本県）熊本県推計人口（各年10月1日現在）  
 （全国）総務省推計人口（各年10月1日現在）

## （３）世帯数・高齢者単独世帯数の推移

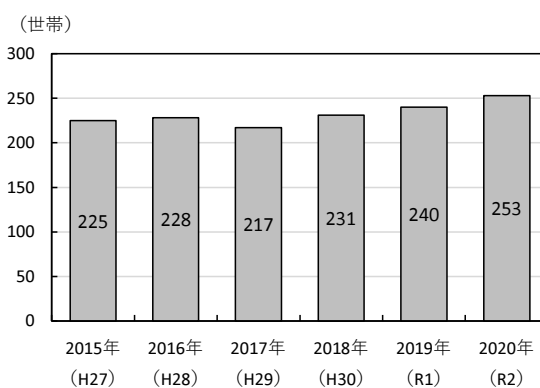
世帯数の推移をみると、2018年（平成30年）以降は増加傾向にあり、2020年（令和2年）には3,724世帯となっています。

高齢者単独世帯数は、2015年（平成27年）の225世帯から2020年（令和2年）には253世帯と、増加傾向となっています。

■世帯数の推移



■高齢者単独世帯数の推移



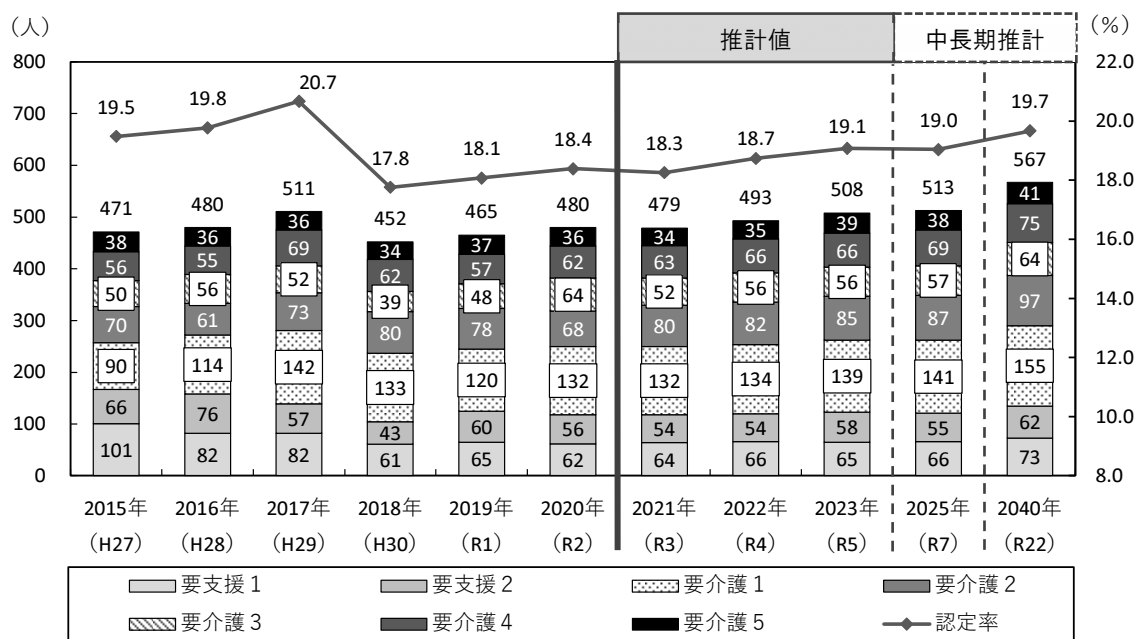
資料：嘉島町資料（各年3月末時点）

#### （４）要支援・要介護認定者数の推移と推計

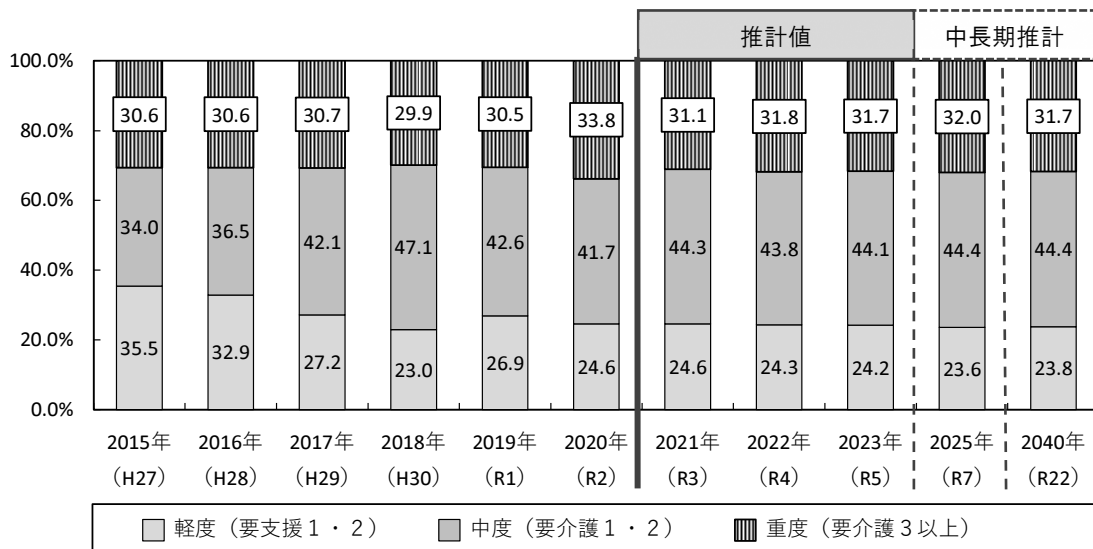
認定者数の推移をみると、2017年（平成29年）から2018年（平成30年）に大きく減少し、特に要支援1、要介護3で減少しています。2018年（平成30年）以降は、認定者数・認定率ともに増加傾向となっており、介護度別にみると、要介護3が増加しています。認定者数の推計をみると、2021年（令和3年）以降も増加が見込まれ、2023年（令和5年）には500人を超えると見込まれています。

認定者数に占める軽度～重度の割合の推移をみると、2015年（平成27年）から2018年（平成30年）にかけて、軽度の割合が減少し、中度の割合が増加しています。重度の割合は2018年（平成30年）から2020年（令和2年）にかけて増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移と推計



■要支援・要介護認定者に占める介護度別の割合の推移と推計



※単位未満で四捨五入しているため、合計値が100%とならない場合があります。

資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点）を基に推計

## （５）認知症高齢者の推移と推計

認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）数と出現率の推移をみると、認知症高齢者数は2015年（平成27年）以降増加しています。前期・後期高齢者別にみると、前期高齢者の認知症者は横ばいで、後期高齢者の認知症者は増加しています。認知症出現率をみると、後期高齢者で年々増加傾向となっています。

認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）数の推計をみると、今後も増加が見込まれ、2025年（令和7年）では、後期高齢者で300人以上が認知症となると推計されます。

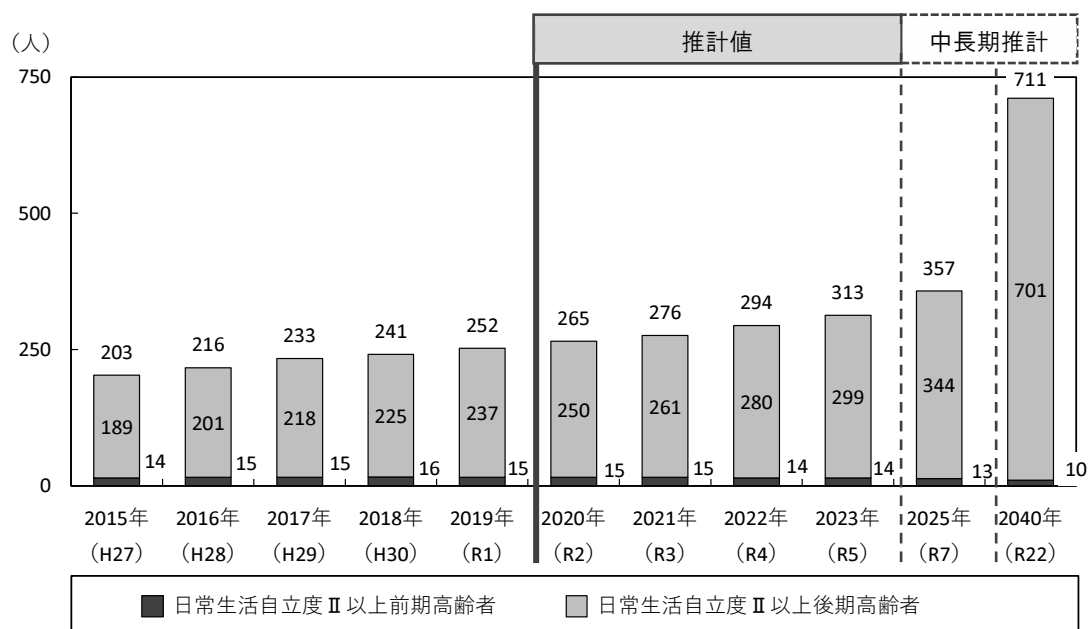
### ■認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）数と出現率の推移

|                           | 2015年<br>(H27) |            | 2016年<br>(H28) |            | 2017年<br>(H29) |            | 2018年<br>(H30) |            | 2019年<br>(R1) |            |
|---------------------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|----------------|------------|---------------|------------|
|                           | 人数<br>(人)      | 出現率<br>(%) | 人数<br>(人)      | 出現率<br>(%) | 人数<br>(人)      | 出現率<br>(%) | 人数<br>(人)      | 出現率<br>(%) | 人数<br>(人)     | 出現率<br>(%) |
| 認知症高齢者(日常生活自立度Ⅱ以上)        | 203            | 8.5        | 216            | 9.0        | 233            | 9.5        | 241            | 9.6        | 252           | 10.0       |
| 前期高齢者                     | 14             | 1.3        | 15             | 1.4        | 15             | 1.4        | 16             | 1.4        | 15            | 1.3        |
| 後期高齢者                     | 189            | 14.3       | 201            | 15.2       | 218            | 16.2       | 225            | 16.6       | 237           | 17.4       |
| 若年性認知症者(64歳未満で日常生活自立度Ⅱ以上) | 2              | 0.1        | 2              | 0.1        | 2              | 0.1        | 2              | 0.1        | 3             | 0.1        |

※出現率(%)＝日常生活自立度Ⅱ以上の人数/人口×100

資料：嘉島町（各年9月末時点）

### ■認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）数の推移と推計



資料：嘉島町（各年9月末時点）

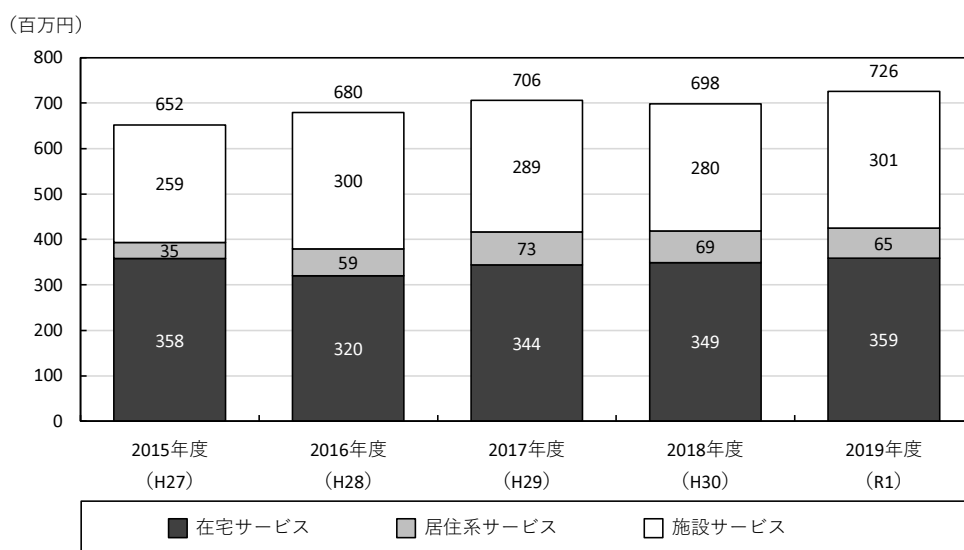
2017年（H29）～2019年（R1）の認知症者出現率を基に推計

## （６）介護保険サービスの利用状況

介護保険サービスの利用状況の推移をみると、2016年度（平成28年度）以降、在宅サービス費用額が増加しています。また、施設サービス費用額は、2015年度（平成27年度）以降増減を繰り返しており、2019年度（令和元年度）で3億円を超えています。

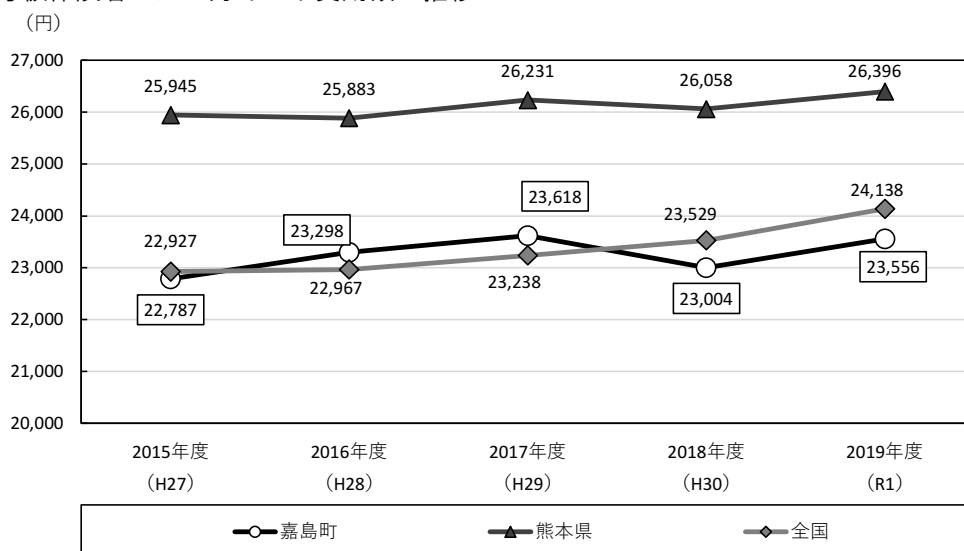
第1号被保険者1人1月あたりの費用額を比較すると、本町の1人1月あたりの費用額は熊本県を大きく下回っています。本町の1人1月あたりの費用額は、2016年（平成28年）熊本地震による影響で2016年度（平成28年度）、2017年度（平成29年度）は増加していましたが、2018年度（平成30年度）は、地震前の水準に落ち着き、微増傾向となっています。

### ■各サービスの費用額の推移



※単位未満で四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

### ■第1号被保険者1人1月あたり費用額の推移



資料：2015年度（平成27年度）から2018年度（平成30年度）は厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、2019年度（令和元年度）は「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計

## 2 アンケート調査結果の概要

調査結果から、本町の高齢者を取り巻く主な課題をまとめると次の通りです。

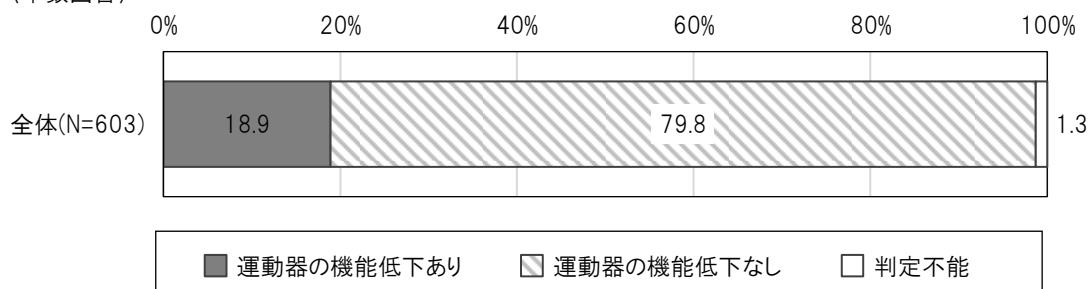
### 課題1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、「運動器の機能低下あり」が18.9%、閉じこもり傾向の「該当」が25.5%となっています。

また、地域活動に対する参加意向をみると、「是非参加したい」「参加してもよい」は半数以上を占めており、高齢者の運動機能の低下や閉じこもりのさらなる増加を防ぐために、今後も介護予防や重度化防止のための活発な地域活動を推進していくことが求められます。

#### ■運動器の機能低下

〈単数回答〉



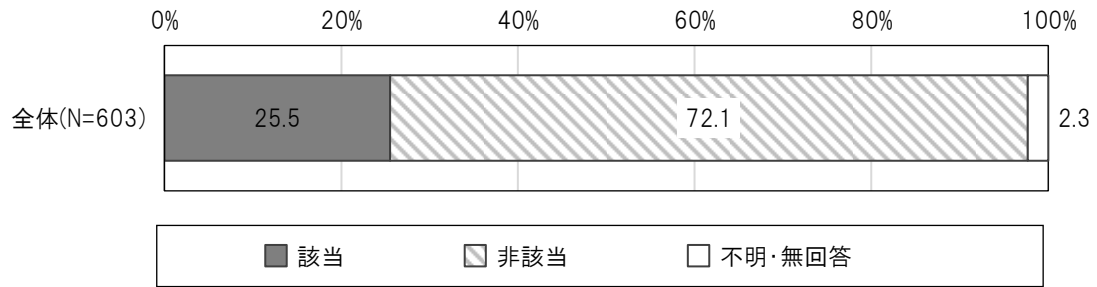
「運動器の機能低下なし」が79.8%とおよそ8割を占めています。

| 設問内容                          | 選択肢                                                  |
|-------------------------------|------------------------------------------------------|
| 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。        | 1. できるし、している    2. できるけどしていない    3. できない             |
| 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。 | 1. できるし、している    2. できるけどしていない    3. できない             |
| 15分位続けて歩いていますか。               | 1. できるし、している    2. できるけどしていない    3. できない             |
| 過去1年間に転んだ経験がありますか。            | 1. 何度もある    2. 1度ある    3. ない                         |
| 転倒に対する不安は大きいですか。              | 1. とても不安である    2. やや不安である<br>3. あまり不安でない    4. 不安でない |

上の表で3問以上、該当する選択肢（網掛け箇所）が回答された場合、「運動器の機能低下あり」と判定しています。

■閉じこもり傾向

〈単数回答〉



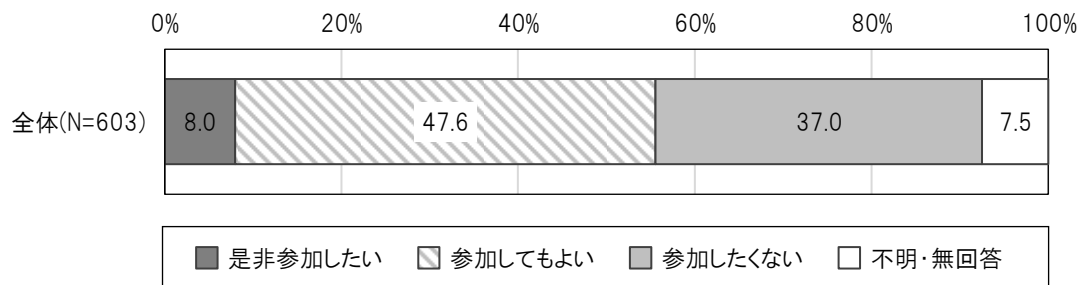
「非該当」が72.1%、「該当」が25.5%となっています。

| 設問内容             | 選択肢                                                                               |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 週に1回以上は外出していますか。 | <div>1. ほとんど外出しない</div> <div>2. 週1回</div> <div>3. 週2～4回</div> <div>4. 週5回以上</div> |

上の設問で、該当する選択肢（網掛け箇所）が回答された場合、「閉じこもり傾向あり」と判定しています。

■地域活動に対する参加者としての参加意向

〈単数回答〉



「参加してもよい」が47.6%と最も高く、次いで「参加したくない」が37.0%、「是非参加したい」が8.0%となっています。

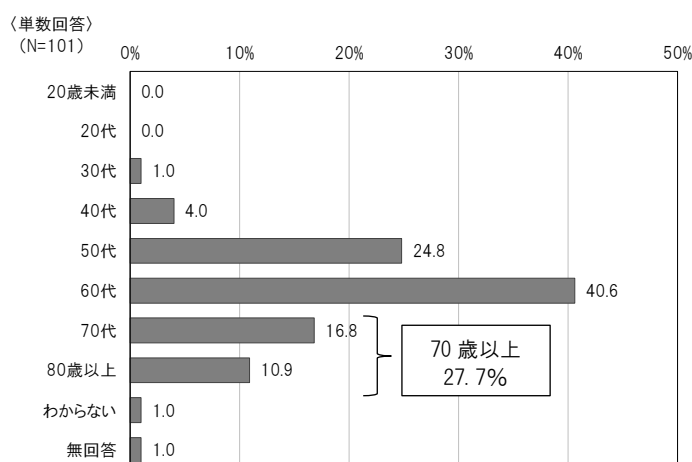


## 課題2 身近な地域での生活支援体制の構築

主な介護者の年齢をみると、「70 歳以上」が3 割程度となっており、老々介護の状態となっています。また、「60 代」が4 割を占めており、高齢の介護者が今後さらに増加することが考えられます。

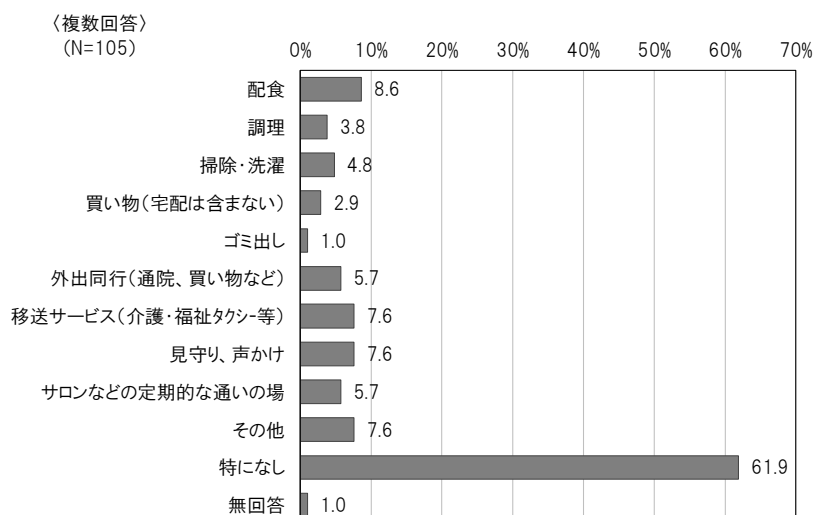
在宅生活に必要な支援・サービスでは、「配食」、「移送サービス」、「見守り、声かけ」が高くなっており、住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制づくりやサービスの充実へとつなげていく必要があります。

### ■主な介護者の年齢



「60 代」が 40.6%、次いで「50 代」が 24.8%、「70 代」が 16.8%となっています。

### ■在宅生活の継続のために充実が必要な支援・サービス



「配食」が 8.6%と最も高く、次いで「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「見守り、声かけ」が 7.6%となっています。

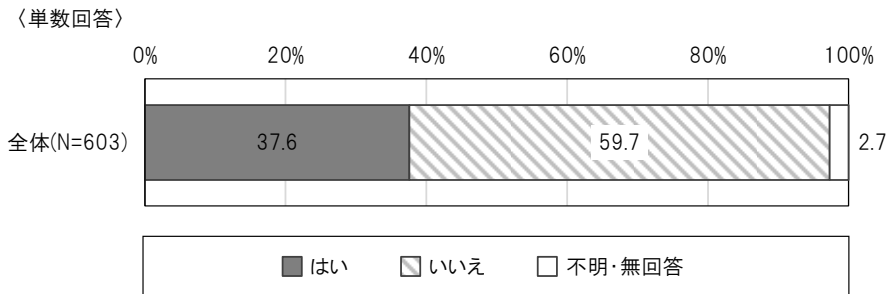
### 課題3 認知症施策の推進

国の推計では、高齢化の進行に伴い、2025年には65歳以上の高齢者のうち、5人に1人が認知症となると予測されています。

本町の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、物忘れが多いと感じる人は4割弱となっています。また、在宅介護実態調査によると、認知症を抱える要介護認定者の割合は約3割となっています。

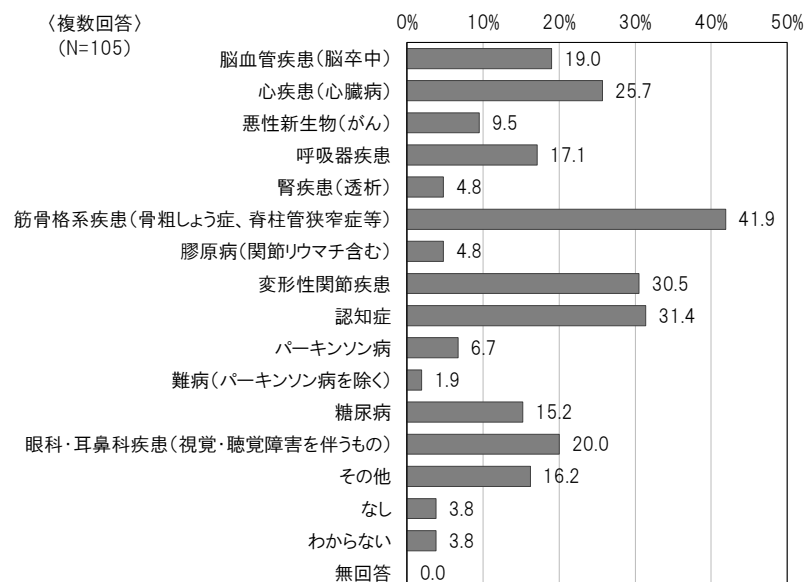
認知症に対する正しい理解の促進と認知症高齢者を家族と地域が支えるまちづくりを展開していくことが必要です。また、医療と介護が一体となり、適切なケアを提供できるよう、在宅サービスの充実や医療機関等との連携強化を図ることが求められます。

#### ■物忘れが多いと感じるかどうか



「いいえ」が59.7%、「はい」が37.6%となっています。

#### ■現在抱えている傷病



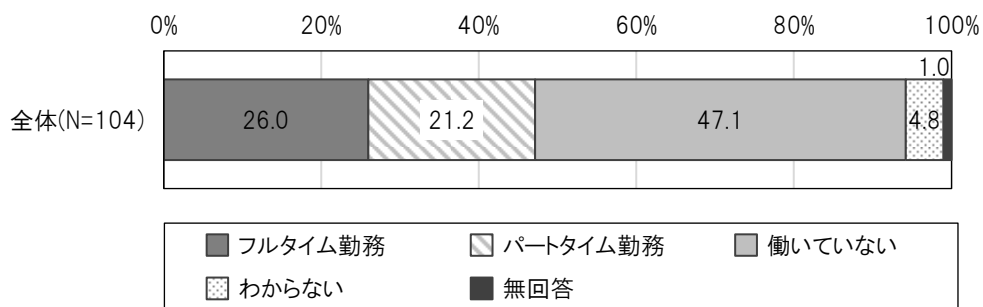
「筋骨格系疾患（骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等）」が41.9%と最も高く、次いで「認知症」が31.4%、「変形性関節疾患」が30.5%となっています。

## 課題4 介護に取り組む家族等への支援

介護者の勤務形態をみると、「フルタイム勤務」と「パートタイム勤務」の合計が半数近くを占め、今後の就労継続については「続けていくのは、やや難しい」が1割となっています。就労継続が困難となることで、経済的な困窮に陥るなどさらなる課題を抱える可能性があり、働きながらも無理なく介護を続けられるよう、適切な介護サービスの利用を促進するほか、職場や地域など社会全体で介護者の負担を軽減する取組が求められます。

### ■主な介護者の勤務形態

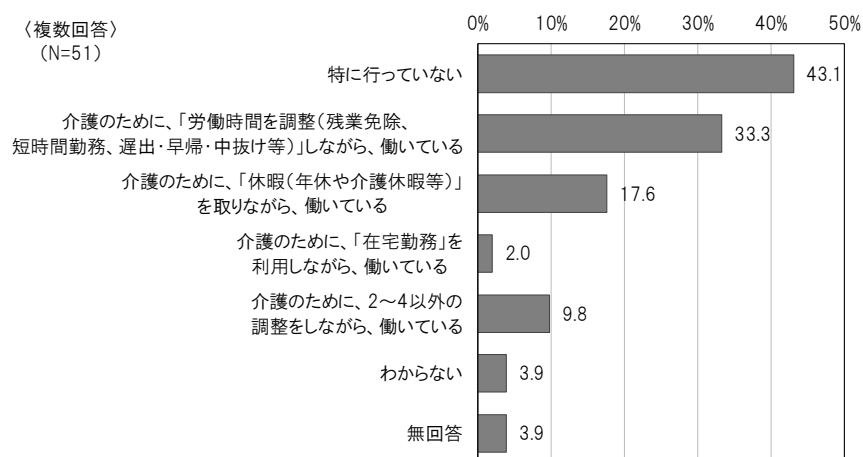
〈単数回答〉



「働いていない」が47.1%と最も高く、次いで「フルタイム勤務」が26.0%、「パートタイム勤務」が21.2%となっています。

### ■主な介護者の働き方の状況

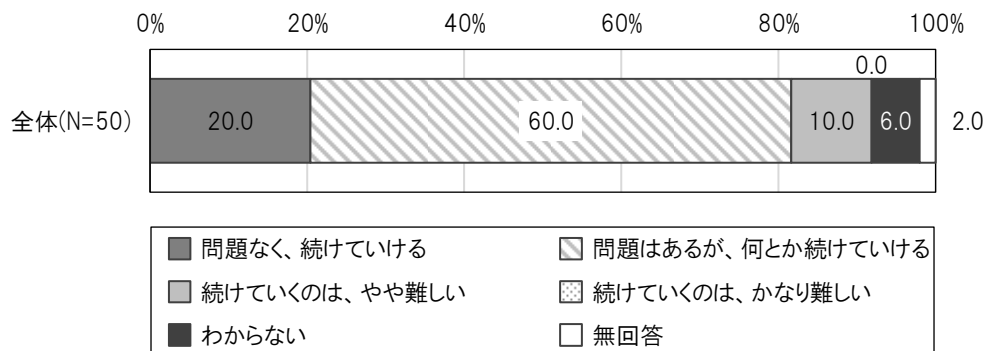
〈複数回答〉  
(N=51)



「特に行っていない」が43.1%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整(残業免除、短時間勤務、遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている」が33.3%、「介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている」が17.6%となっています。

## ■主な介護者の就労継続の可否にかかる意識

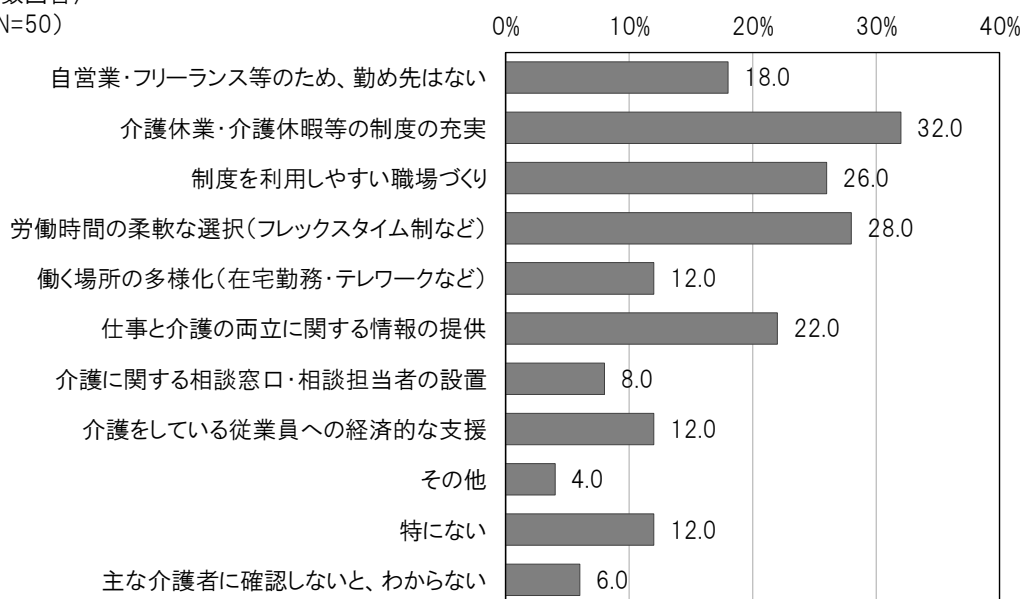
〈単数回答〉



「問題はあるが、何とか続けていける」が60.0%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」が20.0%、「続けていくのは、やや難しい」が10.0%となっています。

## ■効果的な勤め先からの支援

〈複数回答〉  
(N=50)



「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が32.0%と最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が28.0%、「制度を利用しやすい職場づくり」が26.0%となっています。

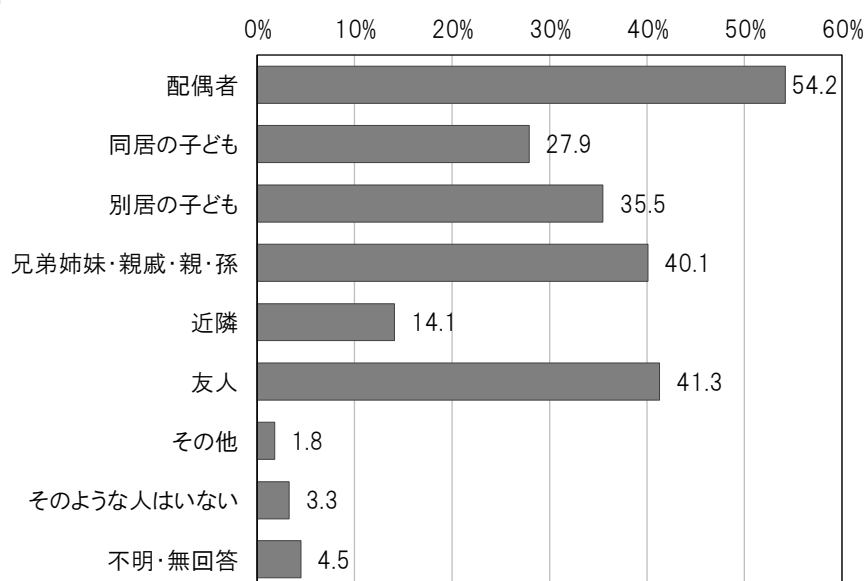
## 課題5 地域における支え合いの体制づくり

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果をみると、心配事や愚痴を聞いてくれる人は配偶者や血縁者に次いで「友人」が41.3%、「近隣」で14.1%となっています。また、よく会う友人・知人の関係性は「近所・同じ地域の人」が61.0%となっており、身近な地域で悩みや不安を互いに話し合うことができている様子がうかがえます。一方で、よく会う友人・知人が「いない」は5.6%となっており、周囲とのつながりが希薄な人が少なからずいることがわかります。

また、家族や友人以外の相談先については、「医師・歯科医師・看護師」「地域包括支援センター・役場」が2割台となっています。一方で、「そのような人（相手）はいない」も2割台と高くなっています。地域のなかで安心して相談できる場づくりとともに、身近な人に相談しにくい不安や悩みについては、公的な相談機関が寄り添い、支援できる体制づくりが必要です。

### ■心配事や愚痴を聞いてくれる人

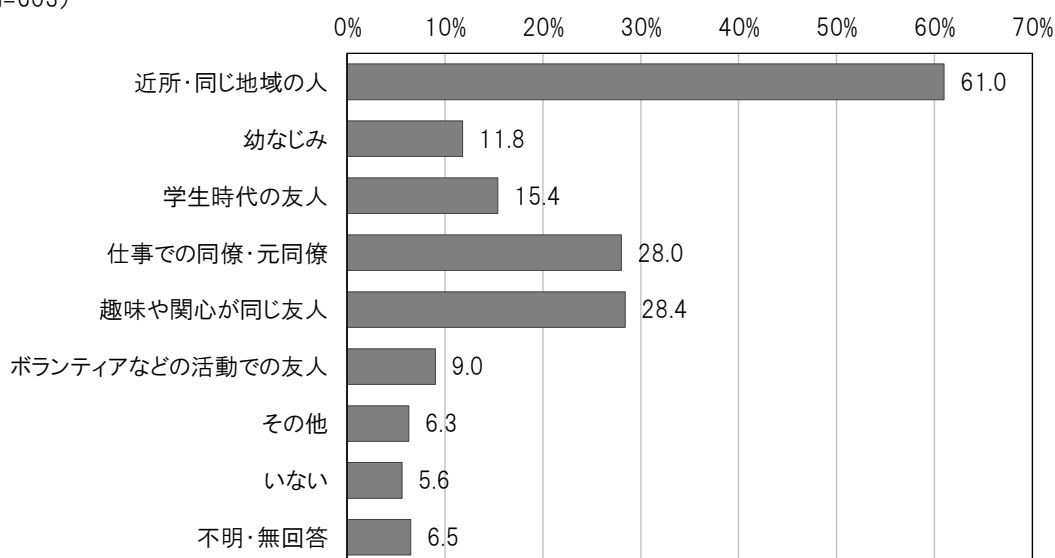
〈複数回答〉  
(N=603)



「配偶者」が54.2%と最も高く、次いで「友人」が41.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が40.1%、「別居の子ども」が35.5%となっています。

# ■よく会う友人・知人の関係性

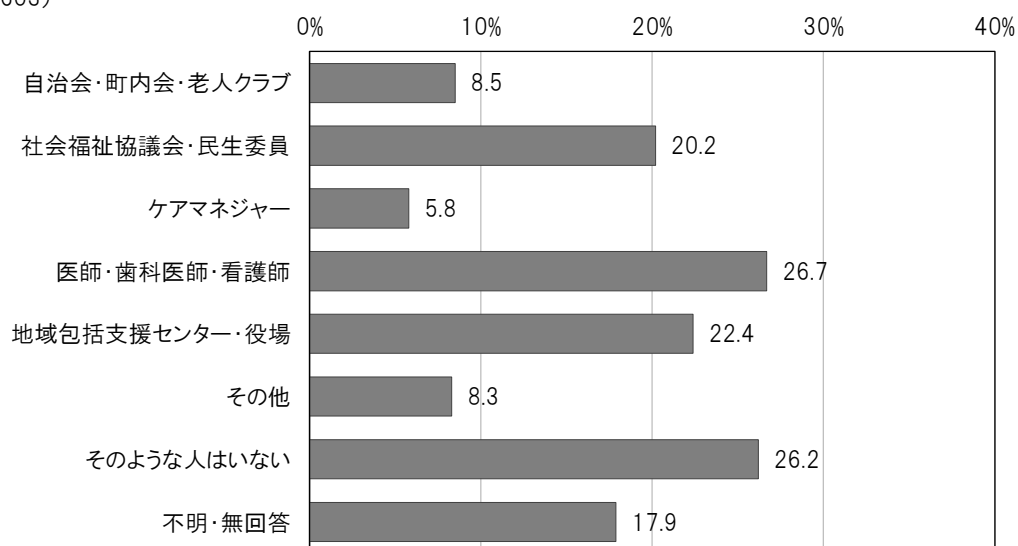
〈複数回答〉  
(N=603)



「近所・同じ地域の人」が61.0%と最も高く、次いで「趣味や関心が同じ友人」が28.4%、「仕事での同僚・元同僚」が28.0%となっています。

# ■有事の際の家族や友人・知人以外の相談先

〈複数回答〉  
(N=603)



「医師・歯科医師・看護師」が26.7%と最も高く、次いで「そのような人はいない」が26.2%、「地域包括支援センター・役場」が22.4%となっています。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

---

本計画では、「嘉島町総合計画」で掲げた3つの将来像である「活力と魅力あふれるまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「『人』が主役のまちづくり」を踏まえ、地域共生社会の実現と高齢者の自立支援・重度化防止を推進するため、2040年度（令和22年度）を見据えて、現行計画の基本理念を踏襲します。

**すべての高齢者が活力と生きがいを持って安心・健康に暮らせるまち**

### 2 基本目標

---

本計画では、基本理念及び本町が計画期間中に取り組むべき課題をもとに、4つの基本目標を掲げ、2040年（令和22年度）を見据えた中長期的視点を持って事業推進にあたります。

#### 基本目標1 生涯現役を目指した健康づくり、介護予防・自立支援の推進

高齢者が生涯を通じて生きがいを持って活躍するためには、要介護状態にならないことはもとより、健診・検診を受けて、一人ひとりが自身の健康状態を把握することが重要です。そして、それぞれの状況に応じた、各種健康づくり・介護予防事業を実践できるように体制を充実していく必要があります。

#### 基本目標2 高齢者も地域の一員として支え合う地域共生社会の実現

少子高齢化が進む現在、高齢者＝「サービスの受け手」ではなく、本人の希望や能力を生かしながら、「サービスの支え手」となることが必要となっています。特に、地域の元気な高齢者が社会的役割を担うことは、介護予防にもつながるとされています。

#### 基本目標3 支援・介護が必要になっても、安心して地域で暮らせる体制の構築

支援や介護が必要になった場合に、身近なところで総合的な相談を受けられることは、安心して地域で暮らすためには重要な要素です。特に認知症になっても、医療的ケアが必要になっても、地域で安心して暮らせるようにするためには、医療・介護・地域が一体となり支援を行う体制を構築・推進していくことが不可欠です。

#### **基本目標4 持続可能な介護保険制度の円滑な運営**

介護保険制度を持続可能なものにするためには、介護人材の確保、サービスの質の向上及び介護給付費の適正化が不可欠です。特に、介護給付費については近年急増しており、効果的・効率的なサービスの提供となっているか、検証を進める必要があります。

また、介護人材の確保については、有資格者である専門職の確保も重要ですが、多様な主体・人材が参画できる体制を構築して、介護需要の増加に対応する必要があります。



### 3 施策の体系

---

#### 基本理念

すべての高齢者が活力と生きがいを持って安心・健康に暮らせるまち

#### 基本目標 1

**生涯現役を目指した健康づくり、介護予防・自立支援の推進**

- (1) 健康づくりの推進と健康寿命の延伸
- (2) 介護予防事業の推進
- (3) 自立支援型地域ケア会議の充実

#### 基本目標 2

**高齢者も地域の一員として支え合う地域共生社会の実現**

- (1) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備
- (2) 高齢者の生活基盤の整備

#### 基本目標 3

**支援・介護が必要になっても、安心して地域で暮らせる体制の構築**

- (1) 「予防」と「共生」の認知症施策の推進
- (2) 医療・介護連携の推進
- (3) 地域包括支援センターの機能強化
- (4) 高齢者の虐待防止と消費者被害防止
- (5) 権利擁護のための体制の充実

【嘉島町成年後見制度利用促進基本計画】

- (6) 防災・感染症対策の推進

#### 基本目標 4

**持続可能な介護保険制度の円滑な運営**

- (1) 介護人材の確保と負担軽減施策の推進
- (2) 介護サービスの質の向上
- (3) 介護給付費の適正化

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1

#### 生涯現役を目指した健康づくり、介護予防・自立支援の推進

高齢者が住み慣れた地域で、生涯を通じて生きがいを持って活躍するために、健康づくりと介護予防の取組を一体的に推進していきます。高齢になってからのみではなく、ライフステージに応じた健康づくり・介護予防に取り組んでいきます。また、一度支援が必要な状態になっても多職種で連携し、自立した生活を送るために必要な支援を進めていきます。

在宅生活困難者にはフローチャートを活用し、有料老人ホーム、介護保険施設、障がい者施設、養護老人ホーム等への入居や入所を連携して検討します。

#### (1) 健康づくりの推進と健康寿命の延伸

これまでも取り組んできた、健康教室をはじめとした生活習慣病の予防や各種健診・検診の推進、ロコモティブシンドローム<sup>※1</sup>予防など引き続き推進していきます。事業の推進にあたっては、「健康かしま21プラン」、「嘉島町保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「特定健康診査等実施計画」などの計画において、評価を行いながら効果的に進めていきます。

また、介護予防やフレイル<sup>※2</sup>対策、生活習慣病等の疾病予防と重症化予防を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を目指します。

#### ●●具体的な取組●●

| 取 組                               | 内 容                                                                                                                                         |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康教室の開催<br>(さんさん教室)               | ○保健師が老人会へ出向いて、生活習慣病予防をはじめとした出前講座を実施します。                                                                                                     |
| 健診・検診の受診勧奨                        | ○特定健診や後期高齢者健診、がん検診などの受診勧奨を進めていきます。                                                                                                          |
| 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施<br>介護予防健診の実施 | ○高齢者医療、国保、健康づくり、介護各分野との連携を強化し、保健事業と介護予防の一体的な実施について、適正かつ効率的な事業推進を検討します。<br>○全行政区で体力測定及び筋量測定を年1回実施し、地域の通いの場（地域サロン）への運動指導を併せて実施し、運動効果を経年評価します。 |

※1 ロコモティブシンドローム…運動器の障がいの為に移動機能の低下をきたした状態のこと

※2 フレイル…加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が阻害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像

●●数値目標●●

| 項 目           | 実績値 |    | 見込値 | 目標値 |    |    |
|---------------|-----|----|-----|-----|----|----|
|               | H30 | R1 | R2  | R3  | R4 | R5 |
| 介護予防健診開催回数(回) | -   | 12 | 11  | 13  | 13 | 13 |

(2) 介護予防事業の推進 **重点**

第7期計画では、住民主体の通いの場の介護予防効果を高めるため、すべての地域サロン（自主グループ）に運動指導士等を派遣しました。今後、住民主体の通いの場をさらに予防効果の高い活動とするため、地域への運動指導士等の派遣を継続し、運動効果の測定や運動指導を行うことで、予防効果の実効性を高めていきます。また、開催頻度の高いサロンほど運動効果が期待できることから、サロンリーダー報告会やフォローアップ研修を通して、週1回以上の活動を行うサロン等の増加を目指します。

また、短期集中型サービスについては、引き続き、実施に向けた検討を進めます。

●●具体的な取組●●

| 取 組                         | 内 容                                                                                                                     |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 脳いきいき教室                     | ○認知症予防を目的とした教室型の脳いきいき教室を引き続き開催します。<br>○教室型を拠点として、脳いきいきサポーターによる地域でのランチ型の教室（サロン）の開催を検討します。                                |
| 脳いきいきサークル                   | ○脳いきいき教室の卒業生及び脳いきいきサポーターによるサークルへの支援を行います。                                                                               |
| 脳いきいきサポーター養成                | ○脳いきいき教室の運営を支援するサポーターを養成するために、研修を継続して実施します。                                                                             |
| サロンリーダー養成                   | ○各地域サロンの活動を推進するリーダーを養成するために研修を継続して実施します。                                                                                |
| さんさん教室                      | ○保健師等による健康教室を引き続き開催します。                                                                                                 |
| 短期集中型サービスの検討                | ○短期集中型サービスの実施を検討します。<br>○地域サロンや自主グループと一貫した取組（短期集中型を卒業したら地域サロン等に、地域サロン等で症状が悪化したら短期集中型に）となるような体系を検討します。                   |
| 地域サロンでの介護予防活動の推進及び介護予防健診の実施 | ○サロンリーダーを中心とした地域サロン形成を支援し、予防活動の実施を推進します。<br>○全行政区ヘリハビリテーション専門職等を派遣し、地域での介護予防健診を実施することで、介護予防効果の高いサロン運営を支援し、運動効果を経年評価します。 |

●●数値目標●●

| 項 目          | 実績値 |     | 見込値 | 目標値 |     |     |
|--------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|              | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
| 脳いきいき教室開催回数  | 48  | 43  | 34  | 44  | 44  | 44  |
| 脳いきいきサポーター人数 | 21  | 33  | 44  | 54  | 64  | 74  |
| サロンリーダー人数    | 94  | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| 地域サロン開催回数    | 208 | 203 | 100 | 200 | 230 | 250 |

### (3) 自立支援型地域ケア会議の充実

地域ケア会議とは、地域包括ケアシステム実現のため、地域の実情にそって地域資源をどのように構築していくべきか、課題を的確に把握し解決していく手段を導き出すための会議です。具体的には、多職種で検討事例について話し合い、問題解決にあたります。

本町では特に、自立支援型ケアマネジメントの支援を中心として取り組んでおり、介護支援専門員、地域包括支援センター、本町職員のほか、作業療法士、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師などの専門職が参加することで、支援計画に対し、より専門的なアドバイスが得られる環境となっています。今後も、より効果的なケアマネジメントの支援を実施するため、引き続き専門職の参加を充実させていきます。

●●具体的な取組●●

| 取 組       | 内 容                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------|
| 地域ケア会議の開催 | ○毎月、地域包括支援センターを中心として自立支援型ケアマネジメントの支援を実施します。            |
| 専門職の参加継続  | ○リハビリテーションや認知症支援など専門的見地からのアドバイスを充実させるため、専門職の参加を継続させます。 |

●●数値目標●●

| 項 目     | 実績値 |    | 見込値 | 目標値 |    |    |
|---------|-----|----|-----|-----|----|----|
|         | H30 | R1 | R2  | R3  | R4 | R5 |
| 延べ検討事例数 | 24  | 24 | 18  | 24  | 24 | 24 |
| 参加職種数   | 7   | 7  | 7   | 7   | 7  | 7  |

## 基本目標 2

### 高齢者も地域の一員として支え合う地域共生社会の実現

少子高齢化が進む現在、高齢者＝「サービスの受け手」ではなく、本人の希望や能力を生かしながら、「サービスの支え手」となることが必要となっています。特に、地域の元気な高齢者が社会的役割を担うことは、介護予防にもつながるとされており、取組を進めていきます。

#### (1) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備 **重点**

介護保険制度等の公的サービスや地域社会の支え合いだけでなく、多様なニーズに応じた多彩な生活支援サービスと、高齢者が参加できる通いの場づくりに努め、効果的・効率的な介護予防サービスの検討を進めます。

2020 年度（令和 2 年度）現在、訪問型サービス及び通所型サービスは、訪問介護・通所介護相当サービスのみ実施していますが、近年、ヘルパーの不足により、ニーズに応じたサービス提供が課題となっています。ヘルパーの人材不足に対応するため、訪問型の有償ボランティア等、新たなサービスの構築を検討していきます。

新しい生活支援サービスの検討については、2019 年度（令和元年度）に設置した生活支援体制整備事業協議体と生活支援コーディネーターを中心に、ニーズの把握と地域資源の活用を考慮しながら進めます。

#### ●●具体的な取組●●

| 取 組            | 内 容                                                                                                                           |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 訪問型サービスの充実     | ○訪問介護・通所介護相当サービスに加え、有償ボランティアによる住民主体の支援創設に向けた検討を進めます。                                                                          |
| 通所型サービスの充実     | ○現行相当のサービスに加え、サービス時間を短縮したミニデイ等の基準緩和型のサービス創設の検討を進めます。                                                                          |
| 新しい生活支援サービスの検討 | ○生活支援コーディネーターが中心となり、生活支援体制整備事業協議体で把握された課題に対し、地域資源を活用した生活支援サービスを構築して解決を目指します。<br>○嘉島町社会資源便利帳「かしまっぷ」を活用しながら、不足している社会資源の検討を進めます。 |
| 短期集中型サービスの検討   | （再掲）                                                                                                                          |

●●数値目標●●

| 項 目         | 実績値 |     | 見込値 | 目標値 |     |     |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|             | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  |
| 訪問型サービス利用者数 | 138 | 178 | 65  | 186 | 188 | 192 |
| 通所型サービス利用者数 | 598 | 759 | 318 | 812 | 829 | 842 |

## (2) 高齢者の生活基盤の整備

既存の町営住宅10戸については、トイレの水洗化等により長寿命化を進めているところです。また、被災者の住まいの確保として、令和元年度に災害公営住宅が建設され、高齢者にも安心して入居いただけるようにバリアフリー対応をしています。

また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が増加し、住まいのニーズも多様化しており、本町においても、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の整備が進んでいます。

また、地域や生活の実情に応じて緊急通報体制整備事業や軽度生活援助事業など様々なサービスを提供しており、事業の周知と更なる高齢者福祉の向上に努めていきます。

●●具体的な取組●●

| 取 組        | 内 容                                                                     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 緊急通報体制整備事業 | ○一人暮らし高齢者等の急病や災害時に、迅速な対応ができるよう近隣協力員を確保・登録し、緊急通報装置を貸与します。                |
| 軽度生活援助事業   | ○軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅への一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止します。 |
| 「食」の自立支援事業 | ○調理が困難な高齢者等へ、週1回配食サービスを行います。                                            |
| 日常生活用具給付事業 | ○軽易な日常生活用具の援助がないと在宅生活を継続することが困難な人に対して、給付又は貸与を行います。                      |
| 住宅改造助成事業   | ○介護保険の住宅改修では不十分な場合に、必要な経費を助成することで、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図ります。                |

●●数値目標●●

| 項 目        | 実績値 |    | 見込値 | 目標値         |     |    |
|------------|-----|----|-----|-------------|-----|----|
|            | H30 | R1 | R2  | R 3         | R 4 | R5 |
| 緊急通報装置貸与件数 | 26  | 36 | 38  | 38          | 40  | 42 |
| 軽度生活援助利用者数 | 0   | 0  | 0   | 2           | 2   | 2  |
| 配食サービス利用者数 | 0   | 0  | 0   | サービスの在り方を検討 |     |    |
| 日常生活用具給付者数 | 0   | 0  | 0   | 1           | 1   | 1  |
| 住宅改造助成利用件数 | 0   | 0  | 0   | 1           | 1   | 1  |

## 基本目標 3

### 支援・介護が必要になっても、安心して地域で暮らせる体制の構築

#### (1)「予防」と「共生」の認知症施策の推進 **重点**

高齢者の約4人に1人が認知症の人又はその予備群と言われており、今後もその数は増えることが想定されています。認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。国から示された「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として認知症施策を推進していくことが求められています。

本町でも、企業や学校を中心として認知症サポーターの養成や認知症ケアパスの作成・配布、脳いきいき教室の開催や認知症カフェの設置等を推進しています。今後は、認知症サポーターの増加に向けて、企業向けの講座の開催や認知症カフェの参加者増加に向けた取組を進めます。また、認知症初期集中支援チームの活動で明らかになった課題については、地域ケア会議で解決に向けた検討を進めていきます。さらに、認知症施策の普及啓発にあたり、地域で暮らす認知症の人とともに進めることで、認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って暮らすことができる姿等を積極的に発信していくことを進めていきます。

#### ●●具体的な取組●●

| 取 組                     | 内 容                                                                                                        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症サポーターの養成・活動活性化       | ○「人口の20%以上」を目標に、学校・地域・団体・事業所を中心に若年層のサポーターの養成を進めます。<br>○ネットワーク会議などを利用し、サポーター活動の情報共有を進め、サポーター活動の場の確保に努めます。   |
| 認知症ケアパスの普及              | ○本町の実情に合わせて適宜見直ししながら、住民や関係機関へ広く周知するよう努めます。                                                                 |
| 認知症カフェの開催               | ○認知症の人やその介護者となった家族等が集う認知症カフェの取組を支援します。<br>○開催箇所数の増加については、当事者のニーズを踏まえながら、検討します。                             |
| 認知症の人やその家族の意思を尊重した施策の推進 | ○専門職向けの認知症対応力向上研修会や認知症サポーターのステップアップ講座等において本人の意思をできるだけくみ取り支援ができるよう、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を活用します。 |



| 取 組                                | 内 容                                                                                                                                                              |
|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認知症予防の推進<br><br>脳いきいき事業の実施         | ○認知症予防については、介護予防事業や健康増進事業と連携した取組を行うことで一次予防や二次予防を効果的に進めます。<br>(再掲)                                                                                                |
| 認知症初期集中支援チームの活用                    | ○チームの活動で把握した課題については、地域ケア会議にて共有し、課題解決を図ります。                                                                                                                       |
| 認知症疾患医療センターとの連携推進                  | ○上益城地域認知症ネットワーク懇話会や事例検討会に積極的に参加し、連携を図ります。<br>○認知症対応連携会議を開催します。                                                                                                   |
| 認知症予防についての調査研究、若年性認知症の人への支援・社会参加促進 | ○認知症予防活動に関しては、先行して取り組んでいる自治体を参考に認知症予防の取組について調査研究していきます。<br>○若年性認知症について、周知啓発を図るとともに、若年性認知症の人とその家族について、本人の意思を尊重しながら、医療、介護、福祉、就労等の関係者と連携を図り、安心して暮らせるよう支援体制を整えていきます。 |

### ●●数値目標●●

| 項 目        | 実績値   |       | 見込値   | 目標値   |       |       |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
| 認知症サポーター人数 | 1,093 | 1,287 | 1,330 | 1,450 | 1,700 | 1,950 |
| 認知症カフェ開催回数 | 3     | 12    | 10    | 12    | 12    | 12    |

## (2) 医療・介護連携の推進

医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護認定者を、住み慣れた家や地域で介護しようとする場合は、医療・介護の両面から専門的なケアや切れ目のないケアを実施し在宅限界点を引き上げる必要があります。第7期計画では、在宅医療・介護連携体制推進事業として、(ア)地域の医療・介護サービス資源の把握、(イ)在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議、(ウ)切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進、(エ)在宅医療・介護サービス等の情報の共有支援、(オ)在宅医療・介護連携に関する相談支援(カ)医療・介護関係者への研修(キ)地域住民の理解を深めるための普及啓発(ク)他の市町村との広域的な連携の8つの事業に取り組んできました。本計画では、第7期計画での取組における課題について嘉島町在宅医療連携体制検討会議等で協議しながら、より本町の実情にあった事業の充実を図ります。

●●具体的な取組●●

| 取 組                | 内 容                                                                                                                                               |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 嘉島町在宅医療連携体制検討会議の開催 | ○定期開催し、多職種での情報交換を推進します。<br>○また、近隣市町村との関係者との情報交換も実施します。                                                                                            |
| ＩＣＴを活用した医療・介護連携の推進 | ○本町では「カナミック」※ <sup>1</sup> を利用した情報共有を進めています。<br>○「くまもとメディカルネットワーク」については、地域関係機関との協議を実施し、地域包括支援センターの加入に向けた検討を進めます。<br>○ＩＣＴを活用した情報共有に参加する施設の拡充を図ります。 |

●●数値目標●●

| 項 目      | 実績値 |    | 見込値 | 目標値 |     |    |
|----------|-----|----|-----|-----|-----|----|
|          | H30 | R1 | R2  | R 3 | R 4 | R5 |
| 検討会議開催回数 | 1   | 1  | 0   | 1   | 1   | 1  |
| 参加施設数    | 27  | 28 | 0   | 30  | 30  | 30 |

### （３）地域包括支援センターの機能強化

高齢化が進展し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加するなか、地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の総合相談窓口として、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活が続けられるように支援することが求められています。

本町では嘉島町社会福祉協議会へ委託し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、運営しています。今後も、包括的・継続的マネジメントの４つの機能（介護予防マネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、困難事例の対応など介護支援専門員の支援）と指定介護予防支援事業を中心に、地域課題解決の中心的役割を担うことから、状況に応じて体制強化、機能強化を進めていきます。また、近年では、高齢者本人のみの課題だけではなく、世帯全体の課題（障がいや生活困窮、8050 問題※<sup>2</sup>等）が増加しているなど、複雑困難な事例も増加していることから、多様な分野との連携により、機能強化を図ります。

さらに、在宅医療・介護連携の推進や、生活支援コーディネーターを中心とした生活支援体制の構築、認知症対策の推進、地域ケア会議の運営など、地域包括ケアを総合的に推進するとともに、地域包括支援センターや生活支援・介護予防サービスの情報公表等により、周知を図ります。

※<sup>1</sup> 「カナミック」…在宅患者情報共有システム

※<sup>2</sup> 8050 問題…80 代の親が 50 代の子どもの生活を支えるという問題

●●具体的な取組●●

| 取 組                | 内 容                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 介護予防事業の周知          | ○多様な介護予防事業の情報を整理し、住民及び関係者に分かりやすいように周知します。                                    |
| 総合相談・支援の実施         | ○地域の総合相談窓口であることを住民に対して周知し、相談に応じて関係者と協同できるように連携体制を充実させます。                     |
| 権利擁護事業の実施          | ○成年後見人制度の周知や虐待時への対応など、困難事例への対応を強化します。                                        |
| 地域資源の把握            | ○ネットワーク会議を利用して地域の社会資源を把握し、関係者との情報共有を進めます。                                    |
| 地域包括支援センター運営協議会の開催 | ○年１回を目途に運営協議会を実施し、厚生労働省が策定する評価指標を参考に指標を定めて業務状況の評価・点検を行い、状況に応じた体制強化等の支援を行います。 |

●●数値目標●●

| 項 目       | 実績値   |       | 見込値   | 目標値   |       |       |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    |
| 介護予防実施団体数 | 13    | 13    | 13    | 13    | 14    | 14    |
| 総合相談件数    | 1,756 | 1,449 | 1,600 | 1,600 | 1,600 | 1,600 |
| 協議会開催回数   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

#### (4) 高齢者の虐待防止と消費者被害防止

地域の高齢者が安心・安全に生活できるよう、地域住民へ的高齢者虐待の啓発や虐待解決に向けた体制整備の充実とともに、高齢者が自立した生活ができるよう権利擁護に積極的に取り組んでいきます。また、地域包括支援センターを中心に各行政区で実施しているネットワーク会議を通じて、関係者への情報共有を進めていきます。

##### ●●具体的な取組●●

| 取 組       | 内 容                                                                                                 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者虐待防止啓発 | ○町の広報誌など各種媒体を通じて、普及啓発に努めます。<br>○ネットワーク会議を通じて、事業対象者の把握や制度の周知を進めます。<br>○消費生活相談を定期的を開催することで、被害防止に努めます。 |
| 消費者被害防止啓発 |                                                                                                     |

##### ●●数値目標●●

| 項 目                   | 実績値 |    | 見込値 | 目標値 |    |    |
|-----------------------|-----|----|-----|-----|----|----|
|                       | H30 | R1 | R2  | R3  | R4 | R5 |
| 虐待防止、消費者被害防止に関する広報回数等 | 14  | 14 | 14  | 14  | 14 | 14 |

## （５）権利擁護のための体制の充実【嘉島町成年後見制度利用促進基本計画】

高齢化の更なる進行により、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、障がいのある人の増加が見込まれるなか、成年後見制度利用の必要性が高まっていくと考えられます。

この項目を、成年後見制度利用促進法第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）として位置づけ、地域連携ネットワークの構築や、中核機関の設置、関係機関による連携促進に取り組みます。

### ●●具体的な取組●●

| 取 組                         | 内 容                                                                                                                                                             |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域連携ネットワークの構築               | <p>○成年後見制度の利用が必要な人の状況に応じ、適切に必要な支援につなげるコーディネートの役割を担う中核機関の設置を目指します。</p> <p>○新たに設置する中核機関において、保健、医療、福祉に司法を含めた連携の仕組みを構築し、困難事例への対応等、多職種が連携して個々の支援に関わる体制づくりを進めます。</p>  |
| 成年後見制度利用促進のための段階的・計画的な取組の推進 | <p>○各専門職団体や関係機関等と連携して、成年後見制度の仕組みや活用方法、相談窓口等を周知啓発するため、パンフレットの作成・配布、ホームページへの掲載などの広報啓発活動に努めます。</p> <p>○研修会等により地域包括支援センターや町、社協等のスキルアップを図り、相談機能の強化・充実に努めます。</p>      |
| 成年後見制度の利用支援                 | <p>○判断能力が十分でない人が、成年後見人等が必要な状況にあるにも関わらず、本人や親族等がともに申立てを行うことが難しい場合、町長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申立てを行います。</p> <p>○成年後見人制度を利用した人で、その費用の負担が困難な方に対し、成年後見人等に対する報酬費用の助成を行います。</p> |

### ●●数値目標●●

| 項 目            | 実績値 |    | 見込値 | 目標値 |    |    |
|----------------|-----|----|-----|-----|----|----|
|                | H30 | R1 | R2  | R3  | R4 | R5 |
| 成年後見制度に関する広報回数 | 1   | 1  | 1   | 2   | 6  | 6  |

## （６）防災・感染症対策の推進

地震や台風、局地的な集中豪雨などの自然災害や新型コロナウイルスの流行など、非常時に適切に対応することができるよう、体制強化が必要となっています。

防災・感染症対策にあたっては、「嘉島町地域防災計画」「嘉島町新型インフルエンザ等対策行動計画」等と連携・調和を保ちながら、各種対策を講じます。

また、介護サービスの提供にあたっては、日頃から介護事業所等と連携し、非常災害対策や感染症拡大防止策の周知啓発、災害発生時や感染症発生時のサービスの確保に向けた連携体制を構築します。

### ●●具体的な取組●●

| 取 組                  | 内 容                                                                                                                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業所における災害に対する備えの検討   | <p>○対象施設が令和２年度に策定した要配慮者利用施設の避難確保計画を活用した避難訓練の実施状況、災害時に必要となる物資の備蓄・調達状況の確認など、必要な指導・確認を実施します。</p> <p>○災害発生時に、介護事業所において避難や待機を行う状況下にあっても、適切な感染症防止策が行えるよう、熊本県や保健所、協力医療機関との連携を強化します。</p> |
| 感染症に対する備えの検討         | <p>○介護事業所等の職員が、感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、感染症対策の周知啓発等を行い、感染症への対応力の向上を図ります。</p> <p>○感染症発生時に必要かつ適切な感染症対策が行えるよう、熊本県や保健所、協力医療機関との連携を強化します。</p>                                 |
| 要援護者等における災害に対する備えの検討 | <p>○災害時要援護者名簿の活用促進</p> <p>○嘉島町在宅医療連携緊急時ツール用ＬＩＮＥグループ<br/>町内医療機関、薬局、介護保険サービス事業所、町、地域包括支援センターが登録し、警戒レベル３以上の災害時、徘徊者や行方不明者の発生時に使用します。</p>                                             |

### ●●数値目標●●

| 項 目      | 実績値 |    | 見込値 | 目標値 |    |    |
|----------|-----|----|-----|-----|----|----|
|          | H30 | R1 | R2  | R3  | R4 | R5 |
| 災害時要援護者数 | 66  | 57 | 65  | 65  | 65 | 65 |

## 基本目標 4

### 持続可能な介護保険制度の円滑な運営

2017 年度（平成 29 年度）の介護保険法改正では、保険者機能を強化し、持続可能な介護保険制度の運営が期待されており、本町でも介護人材の確保や介護給付費の適正化などに取り組んでいく必要があります。特に、少子高齢化の進展に伴い、介護人材不足は深刻化することが見込まれ、サービス事業者のみの課題ではなく地域全体の課題として行政もより主体的に取り組む必要があります。

#### （１）介護人材の確保と負担軽減施策の推進

持続可能な介護保険制度とするためには、熊本県福祉人材・研修センター、介護サービス事業者などと協同して専門的な人材の確保に努めるとともに、多様な主体の生活支援サービスへの参画を促し、総合的に介護人材の確保を検討していきます。また、ＩＣＴ※等の導入に係る研修・補助事業等の情報収集と、町内事業所への周知などを積極的に行い、介護現場の環境整備に努めます。

#### ●●具体的な取組●●

| 取 組           | 内 容                                                                                                                           |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就職セミナー等の活用    | ○熊本県福祉人材・研修センターと連携し、就職セミナー等の実施を検討します。                                                                                         |
| 介護支援専門員研修等の充実 | ○熊本県福祉人材・研修センターと連携し、介護支援専門員をはじめとした専門職向けの研修の充実を図ります。<br>○介護支援専門員研修会の隔月実施を継続します。                                                |
| 介護従事者の負担軽減    | ○介護従事者の負担軽減と働きやすい職場環境の整備のため、熊本県が実施している介護ロボットやＩＣＴの導入を促進する事業を周知します。<br>○介護保険施設等の指定申請に関する提出書類の見直しや実地指導の標準化・効率化等により文書負担軽減に取り組めます。 |

※ ＩＣＴ…介護業務支援のソフトウェア、タブレット端末等の情報通信技術

## （２）介護サービスの質の向上

本町には現在、地域密着型サービス事業所が３事業所（２運営主体）あり、今後も高齢者が地域で安心して暮らせる体制を構築する観点から、本町に指定・指導監督権限のある地域密着型サービス事業所に対しては、実地指導等を通じて介護サービスの質の向上を図ります。また、地域密着型サービス、居宅サービス、居宅介護支援等の事業所間の連携や地域支援事業の実施により、円滑なサービス提供に努めます。

### ●●具体的な取組●●

| 取 組                     | 内 容                                                                                                           |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域密着型サービスの質の向上          | ○熊本県福祉人材・研修センターと連携し、就職セミナー等の実施を検討します。<br>○地域密着型サービスをはじめ、居宅サービス、居宅介護支援等の事業所間の連携、地域支援事業との連携を確保し、円滑なサービス提供に努めます。 |
| 地域密着型サービス事業所の運営推進会議への出席 | ○地域密着型サービス事業所の運営推進会議へ町と地域包括支援センターから出席し、指導助言を行います。                                                             |
| 介護相談員派遣事業               | ○地域密着型サービス事業所に派遣しており、今後相談員の増員及び対象施設の拡大を検討していきます。                                                              |

### ●●数値目標●●

| 項 目                        | 実績値 |    | 見込値 | 目標値 |    |    |
|----------------------------|-----|----|-----|-----|----|----|
|                            | H30 | R1 | R2  | R3  | R4 | R5 |
| 運営推進会議への出席回数               | 24  | 24 | 24※ | 24  | 24 | 24 |
| 介護相談員の派遣回数<br>（派遣回数×施設数の計） | 24  | 20 | 3   | 12  | 24 | 24 |

※新型コロナウイルス感染症対策として一部書面開催あり。

## （３）介護給付費の適正化

介護給付や予防給付を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者がルールに従って適正に提供するように促す必要があります。

本町でも、認定調査員の「eラーニングシステム」の履修による要介護認定の平準化を進めており、今後も全国での調査結果を参照しながら平準化に努めていきます。

また、介護サービスの初回利用時にはケアプランを提出してもらい点検を進めており、医療情報突合・縦覧点検についても国保連合会の協力を得ながら、縦覧点検・サービス計画不突合確認調整処理システムを活用した適正化に努めていますが今後は熊本県の介護給付費適正化計画に基づき、目標値を設定して評価・点検を進めていきます。



●●具体的な取組●●

| 取 組                   | 内 容                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 認定調査員「e ラーニングシステム」の受講 | ○認定調査員全員が、「e ラーニングシステム」を履修し、要介護認定の平準化を図ります。<br>○全国及び近隣市町村と認定状況を比較し、検証していきます。                                                                                                        |
| ケアプラン点検               | ○町内居宅介護支援事業所には新規、サービス変更のあった利用者のケアプランは全件提出を求め、点検を継続実施します。<br>○地域ケア会議を活用し、課題整理総括表を使ったケアプラン点検を実施し、質の向上のための支援を行います。<br>○国保連合会の介護給付費点検情報を活用したケアプラン点検や住宅型有料老人ホーム等入居者に焦点をあてたケアプラン点検を実施します。 |
| 医療情報突合・縦覧点検           | ○国保連合会から提供されている縦覧点検情報9帳票により医療情報と突合・縦覧点検を引き続き実施します。<br>○3か月に1回程度、医療給付情報突合確認表と縦覧点検確認情報の点検を引き続き実施します。<br>○担当職員の点検内容分析のスキルアップを図ります。                                                     |
| 住宅改修点検                | ○住宅改修の申請・実施状況を、施工前現地調査を含め全件で実施します。                                                                                                                                                  |
| 福祉用具購入・貸与調査           | ○軽度者（要支援1～要介護1）の福祉用具貸与の点検を全件で実施します。<br>○地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画も合わせて点検を行います。                                                                                    |
| 介護給付費通知実施             | ○サービス利用者に対し、適宜給付費の通知を行います。                                                                                                                                                          |
| 給付実績を活用した分析・検証        | ○給付実績を分析し、サービスの効果検証や利用頻度等の適正化を図るため、事業者や介護支援専門員を含めて検討します。                                                                                                                            |

●●数値目標●●

| 項 目        | 実績値  |      | 見込値  | 目標値  |      |      |
|------------|------|------|------|------|------|------|
|            | H30  | R1   | R2   | R3   | R4   | R5   |
| 研修受講割合     | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| ケアプラン点検件数  | 172  | 151  | 170  | 180  | 180  | 180  |
| 住宅改修点検実施回数 | 44   | 40   | 36   | 45   | 45   | 45   |
| 給付費通知件数    | 495  | 435  | 447  | 450  | 450  | 450  |

## 第5章 介護保険事業の運営

### 1 サービス見込み量の推計方法

第8期計画期間におけるサービス見込み量の推計については、過去3年間の本町の介護保険事業状況報告（年報及び月報）を基にし、地域包括ケア「見える化」システムにより推計しています。人口については、より直近の人口変動を加味するため、平成27年～令和2年の住民基本台帳人口を基に推計しています。

### 2 介護保険サービスによる介護（予防）給付の将来推計

#### （1）居宅サービス

##### ①訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴・排せつ・食事などの介護、家事などの日常生活の援助を行います。第8期計画期間は、新型コロナウイルス等の影響により、訪問型の支援ニーズが増加することも想定し、給付費、利用量ともに増加と見込んでいます。

（年度）

| 項 目 |             | 実績値     |         | 見込値     | 第8期     |         |         | 中長期     |         |
|-----|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|     |             | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | R5      | R7      | R22     |
| 介護  | 給付費<br>(千円) | 29,262  | 35,201  | 42,250  | 63,035  | 77,854  | 80,606  | 80,606  | 80,606  |
|     | 回数<br>(回)   | 1,000.6 | 1,178.3 | 1,353.2 | 1,832.0 | 2,263.0 | 2,335.3 | 2,335.3 | 2,335.3 |
|     | 人数<br>(人)   | 41      | 40      | 40      | 48      | 57      | 61      | 61      | 61      |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が困難な人に対し、専門スタッフが自宅を訪問し専用の浴槽を使い、入浴を援助するサービスです。第8期計画期間は、介護サービスが令和3年度は増加、以降横ばいで見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値 |     | 見込値 | 第8期 |     |     | 中長期 |     |
|----------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|          |         | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R7  | R22 |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|          | 回数(回)   | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
|          | 人数(人)   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
| 介護       | 給付費(千円) | 321 | 38  | 0   | 297 | 297 | 297 | 297 | 297 |
|          | 回数(回)   | 2   | 1   | 0   | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 2.0 |
|          | 人数(人)   | 1   | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   | 1   | 1   |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ③訪問看護・介護予防訪問看護

主治医の指示に基づいて、看護師などが自宅を訪問し、療養上の世話や手当を行います。第8期計画期間は、介護予防サービスが令和3年度は増加、以降横ばいで見込んでいます。介護サービスが給付費・利用量ともに増加と見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値    |        | 見込値    | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R7     | R22    |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 2,990  | 2,773  | 2,136  | 6,275  | 6,278  | 6,278  | 6,278  | 6,278  |
|          | 回数(回)   | 76.3   | 74.1   | 63.4   | 135.9  | 135.9  | 135.9  | 135.9  | 135.9  |
|          | 人数(人)   | 7      | 6      | 5      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      |
| 介護       | 給付費(千円) | 12,104 | 10,671 | 10,176 | 19,064 | 24,045 | 26,737 | 26,737 | 26,737 |
|          | 回数(回)   | 245.0  | 211.0  | 211.6  | 313.3  | 400.9  | 439.1  | 439.1  | 439.1  |
|          | 人数(人)   | 23     | 21     | 19     | 26     | 34     | 37     | 37     | 37     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

#### ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が自宅を訪問し、日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。第8期計画期間は、介護予防サービスが給付費・利用量ともにほぼ横ばいで見込んでいます。介護サービスが給付費・利用量ともに増加傾向と見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値   |       | 見込値   | 第8期   |       |       | 中長期   |        |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
|          |         | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R7    | R22    |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 1,161 | 1,508 | 1,337 | 1,974 | 1,975 | 1,975 | 1,975 | 2,347  |
|          | 回数(回)   | 35.1  | 44.7  | 39.1  | 55.4  | 55.4  | 55.4  | 55.4  | 66.0   |
|          | 人数(人)   | 3     | 4     | 3     | 4     | 4     | 4     | 4     | 5      |
| 介護       | 給付費(千円) | 1,556 | 2,916 | 3,530 | 7,071 | 8,316 | 9,558 | 9,558 | 10,341 |
|          | 回数(回)   | 45.9  | 85.8  | 103.4 | 198.7 | 233.5 | 268.3 | 268.3 | 290.3  |
|          | 人数(人)   | 3     | 6     | 8     | 12    | 14    | 16    | 16    | 17     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

#### ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な人に対し、医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士・歯科衛生士などが自宅を訪問して、療養上の世話や指導を行います。第8期計画期間は、介護予防サービスが令和3年度は増加、以降横ばいで見込んでいます。介護サービスが増加と見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値   |       | 見込値   | 第8期   |       |       | 中長期   |       |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R7    | R22   |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 140   | 205   | 92    | 706   | 707   | 707   | 707   | 707   |
|          | 人数(人)   | 1     | 1     | 1     | 4     | 4     | 4     | 4     | 4     |
| 介護       | 給付費(千円) | 2,679 | 2,561 | 3,137 | 5,388 | 5,838 | 6,567 | 6,567 | 6,567 |
|          | 人数(人)   | 23    | 22    | 29    | 37    | 40    | 45    | 45    | 45    |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ⑥通所介護

デイサービスを利用することで、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。令和元年度から令和２年度にかけて増加が見込まれることから、第８期計画期間も、増加と見込んでいます。

(年度)

| 項 目 |         | 実績値     |         | 見込値     | 第８期     |         |         | 中長期     |         |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|     |         | H30     | R 1     | R 2     | R 3     | R 4     | R 5     | R 7     | R22     |
| 介護  | 給付費(千円) | 106,404 | 107,001 | 118,737 | 153,681 | 159,625 | 159,625 | 162,937 | 161,848 |
|     | 回数(回)   | 1,193   | 1,234   | 1,390   | 1,698.6 | 1,755.8 | 1,755.8 | 1,792.7 | 1,817.9 |
|     | 人数(人)   | 105     | 102     | 117     | 130     | 134     | 134     | 137     | 141     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

医療施設に通うことで、食事・入浴の提供や心身機能の維持・回復のための機能訓練を行います。第７期期間中は、介護サービスの利用が減少していましたが、第８期計画期間中は、介護サービス、介護予防サービスともに増加と見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値    |        | 見込値    | 第８期    |        |        | 中長期    |        |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30    | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 7    | R22    |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 6,490  | 7,747  | 8,357  | 10,232 | 10,759 | 11,281 | 11,281 | 12,626 |
|          | 人数(人)   | 17     | 18     | 19     | 23     | 24     | 25     | 25     | 28     |
| 介護       | 給付費(千円) | 58,700 | 58,895 | 53,633 | 70,944 | 73,078 | 75,174 | 75,174 | 75,174 |
|          | 回数(回)   | 599.8  | 598.8  | 528.4  | 694.9  | 715.8  | 736.7  | 736.7  | 736.7  |
|          | 人数(人)   | 61     | 60     | 52     | 67     | 69     | 71     | 71     | 71     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

# ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

施設などに短期間入所することで、食事・入浴・排せつ、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。第8期計画期間は、家族介護者のレスパイト利用等が伸びることを想定し、介護サービスが増加と見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値    |        | 見込値    | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30    | R1     | R2     | R3     | R4     | R5     | R7     | R22    |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 359    | 494    | 617    | 592    | 593    | 593    | 593    | 593    |
|          | 日数(日)   | 4.8    | 7.4    | 7.7    | 7.7    | 7.7    | 7.7    | 7.7    | 7.7    |
|          | 人数(人)   | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| 介護       | 給付費(千円) | 20,512 | 20,707 | 27,464 | 32,005 | 36,296 | 40,637 | 40,637 | 40,637 |
|          | 日数(日)   | 210.1  | 198.0  | 237.9  | 302.4  | 349.2  | 387.2  | 387.2  | 387.2  |
|          | 人数(人)   | 25     | 24     | 25     | 28     | 33     | 36     | 36     | 36     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

# ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

老人保健施設に短期間入所することで、食事・入浴・排せつ、その他の日常生活の介護や機能訓練を行います。介護予防サービスについては、令和元年度・令和2年度で利用はなく、第8期計画期間も利用はないと見込んでいます。介護サービスについては、第8期計画期間中は横ばいと見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値   |       | 見込値   | 第8期   |       |       | 中長期   |       |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R7    | R22   |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 47    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
|          | 日数(日)   | 0.5   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   | 0.0   |
|          | 人数(人)   | 1     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |
| 介護       | 給付費(千円) | 2,031 | 1,527 | 2,013 | 2,205 | 2,207 | 2,207 | 2,207 | 2,207 |
|          | 日数(日)   | 14.8  | 10.3  | 14.3  | 15.6  | 15.6  | 15.6  | 15.6  | 15.6  |
|          | 人数(人)   | 2     | 1     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、入浴・排せつ・食事、その他日常生活上の世話や機能訓練を行います。第8期計画期間は、おおむね横ばいと見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値    |        | 見込値    | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30    | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 7    | R22    |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 1,250  | 785    | 778    | 1,353  | 1,354  | 1,354  | 1,354  | 1,354  |
|          | 人数(人)   | 2      | 1      | 1      | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| 介護       | 給付費(千円) | 34,597 | 32,115 | 36,765 | 33,347 | 33,366 | 33,366 | 35,323 | 41,393 |
|          | 人数(人)   | 16     | 15     | 17     | 16     | 16     | 16     | 17     | 20     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下した人に、車いす・特殊寝台・体位変換器・歩行補助つえ・歩行器・徘徊感知器・移動用リフトなど、日常生活を助ける用具を貸与します。第8期計画期間は、増加と見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値    |        | 見込値    | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30    | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 7    | R22    |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 2,208  | 2,433  | 2,399  | 4,304  | 4,440  | 4,589  | 4,440  | 4,995  |
|          | 人数(人)   | 46     | 55     | 54     | 62     | 64     | 66     | 64     | 72     |
| 介護       | 給付費(千円) | 10,444 | 10,598 | 11,642 | 19,685 | 19,302 | 20,288 | 20,191 | 20,145 |
|          | 人数(人)   | 115    | 109    | 113    | 137    | 137    | 142    | 142    | 147    |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ⑫特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

心身の機能が低下した人に、入浴や排せつに用いる用具の購入費の一部を支給します。第8期計画期間は、介護予防サービスが横ばいと見込んでいます。介護サービスが令和3年度で増加、以降横ばいと見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値 |     | 見込値 | 第8期   |       |       | 中長期   |       |
|----------|---------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30 | R1  | R2  | R3    | R4    | R5    | R7    | R22   |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 164 | 145 | 373 | 457   | 457   | 457   | 457   | 457   |
|          | 人数(人)   | 1   | 1   | 2   | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 介護       | 給付費(千円) | 396 | 385 | 526 | 1,213 | 1,213 | 1,213 | 1,213 | 1,213 |
|          | 人数(人)   | 2   | 2   | 2   | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ⑬住宅改修・介護予防住宅改修

日常生活の支援のために、手すりの取り付け・段差解消・扉の交換・洋式便所への取り替えなど、小規模な住宅改修を行う場合、改修費の一部を支給します。第8期計画期間は、介護予防サービスが横ばい、介護サービスが今後の在宅需要の増加を想定し、増加と見込んでいます。

(年度)

| 項 目      |         | 実績値   |       | 見込値   | 第8期   |       |       | 中長期   |       |
|----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |         | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | R5    | R7    | R22   |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 648   | 799   | 700   | 822   | 822   | 822   | 822   | 822   |
|          | 人数(人)   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 介護       | 給付費(千円) | 1,837 | 1,553 | 3,134 | 2,895 | 3,515 | 4,886 | 4,886 | 4,886 |
|          | 人数(人)   | 3     | 2     | 3     | 4     | 5     | 7     | 7     | 7     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。



#### ⑭居宅介護支援・介護予防支援

介護予防支援は、要支援者がサービスを利用する際に、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。

居宅介護支援は、要介護者がサービス（施設を除く）を利用する際に、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、サービス事業者との連絡調整などの支援を行います。第8期計画期間は、介護予防支援、居宅介護支援ともに新型コロナウイルス流行下において利用が増加すると見込んでいます。

（年度）

| 項 目      |         | 実績値     |         | 見込値     | 第8期     |         |         | 中長期     |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|          |         | H30     | R 1     | R 2     | R 3     | R 4     | R 5     | R 7     | R22     |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 3, 395  | 3, 796  | 3, 573  | 4, 471  | 4, 641  | 4, 976  | 4, 809  | 5, 424  |
|          | 人数(人)   | 64      | 71      | 67      | 80      | 83      | 89      | 86      | 97      |
| 介護       | 給付費(千円) | 30, 807 | 30, 404 | 30, 343 | 37, 573 | 39, 842 | 40, 583 | 40, 582 | 42, 488 |
|          | 人数(人)   | 193     | 185     | 189     | 216     | 229     | 233     | 233     | 246     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## （２）地域密着型サービス

#### ①小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

地域にある小規模な施設への日中の「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行い、在宅生活の継続を支援します。サービスは、利用する事業所の介護支援専門員が作成する介護計画に基づき提供されます。第8期計画期間は、特に介護サービスが増加と見込んでいます。

（年度）

| 項 目      |         | 実績値     |         | 見込値     | 第8期     |         |         | 中長期     |         |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|          |         | H30     | R 1     | R 2     | R 3     | R 4     | R 5     | R 7     | R22     |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 409     | 260     | 0       | 973     | 1, 529  | 1, 529  | 1, 529  | 1, 529  |
|          | 人数(人)   | 1       | 0       | 0       | 1       | 2       | 2       | 2       | 2       |
| 介護       | 給付費(千円) | 11, 314 | 13, 796 | 13, 485 | 25, 041 | 27, 167 | 33, 543 | 33, 543 | 33, 543 |
|          | 人数(人)   | 6       | 8       | 6       | 11      | 12      | 14      | 14      | 14      |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ②認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1人で日常生活を送ることが困難な認知症の要介護者等が、ひとつの共同生活住居（1ユニット5人から9人）で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活のお世話を行います。第8期計画期間は、新規の指定を予定していないため、定員内での利用を見込んでいます。

（年度）

| 項 目      |         | 実績値    |        | 見込値    | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |         | H30    | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 7    | R22    |
| 介護<br>予防 | 給付費(千円) | 0      | 680    | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
|          | 人数(人)   | 0      | 1      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 介護       | 給付費(千円) | 25,786 | 24,455 | 17,292 | 24,294 | 27,184 | 27,184 | 27,184 | 27,184 |
|          | 人数(人)   | 9      | 9      | 6      | 8      | 9      | 9      | 9      | 9      |
| 定員       |         | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      | 9      |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

## ③地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームで、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けることができます。第8期計画期間は、増設は検討しておらず、定員内での利用と見込んでいます。

（年度）

| 項 目    |         | 実績値    |         | 見込値     | 第8期     |         |         | 中長期     |         |
|--------|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|        |         | H30    | R 1     | R 2     | R 3     | R 4     | R 5     | R 7     | R22     |
| 介<br>護 | 給付費(千円) | 98,032 | 100,706 | 102,008 | 101,658 | 101,715 | 101,715 | 101,715 | 101,715 |
|        | 人数(人)   | 29     | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      |
| 定員     |         | 29     | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      | 29      |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

#### ④地域密着型通所介護

小規模のデイサービスを利用することで、食事・入浴の提供やレクリエーションなどを通じた機能訓練を行います。第8期計画期間は、微増と見込んでいます。

(年度)

| 項 目 |         | 実績値   |       | 見込値   | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|-----|---------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |         | H30   | R1    | R2    | R3     | R4     | R5     | R7     | R22    |
| 介護  | 給付費(千円) | 8,243 | 7,980 | 4,200 | 10,770 | 11,625 | 11,625 | 11,625 | 11,625 |
|     | 回数(回)   | 91.7  | 85.6  | 48.8  | 110.8  | 120.4  | 120.4  | 120.4  | 120.4  |
|     | 人数(人)   | 8     | 8     | 7     | 9      | 10     | 10     | 10     | 10     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

#### ⑤その他

下記に掲げる地域密着型サービスについては、新設を予定していないため、利用を見込んでいません。

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 看護小規模多機能型居宅介護

第8期期間中についても、それぞれのサービスの必要性については随時検討を進め、ニーズの変化に合わせて柔軟に対応していきます。

### (3) 施設サービス

#### ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護を必要とし、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排せつなどの介助、機能訓練、健康管理などを行う施設サービスです。

(年度)

| 項 目 |         | 実績値    |        | 見込値    | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |         | H30    | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 7    | R22    |
| 介護  | 給付費(千円) | 70,762 | 48,732 | 58,217 | 63,636 | 63,671 | 63,671 | 70,127 | 73,469 |
|     | 人数(人)   | 24     | 20     | 19     | 20     | 20     | 20     | 22     | 23     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

#### ②介護老人保健施設

病状が安定しており、看護や介護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとで、介護、機能訓練、日常生活の介助などを行う施設サービスです。

(年度)

| 項 目 |         | 実績値    |        | 見込値    | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     |         | H30    | R 1    | R 2    | R 3    | R 4    | R 5    | R 7    | R22    |
| 介護  | 給付費(千円) | 34,905 | 39,083 | 47,469 | 42,591 | 42,615 | 42,615 | 42,615 | 50,069 |
|     | 人数(人)   | 10     | 11     | 14     | 12     | 12     | 12     | 12     | 14     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

### ③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。令和5年度までに廃止が決まっており、令和3年度以降の利用を見込んでいません。

(年度)

| 項 目 |         | 実績値    |        | 見込値   | 第8期 |    |    | 中長期 |     |
|-----|---------|--------|--------|-------|-----|----|----|-----|-----|
|     |         | H30    | R1     | R2    | R3  | R4 | R5 | R7  | R22 |
| 介護  | 給付費(千円) | 47,308 | 26,407 | 4,424 | 0   | 0  | 0  |     |     |
|     | 人数(人)   | 11     | 6      | 1     | 0   | 0  | 0  |     |     |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

### ④介護医療院

急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行う施設サービスです。町内の介護療養型病床及び医療療養型病床で介護医療院への転換の検討が進んでおり、第8期計画期間で転換が進み、利用者が増加すると見込んでいます。

(年度)

| 項 目 |         | 実績値 |        | 見込値    | 第8期    |         |         | 中長期     |         |
|-----|---------|-----|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
|     |         | H30 | R1     | R2     | R3     | R4      | R5      | R7      | R22     |
| 介護  | 給付費(千円) | 140 | 54,049 | 90,408 | 89,665 | 170,459 | 170,459 | 170,459 | 209,299 |
|     | 人数(人)   | 1   | 15     | 24     | 21     | 40      | 40      | 40      | 50      |

※ 給付費は年間の総給付費であり、回数・人数については月あたりの数値になります。

【参考：有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅設置状況（令和2年10月時点）】

単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加し、高齢者の住まいのニーズも多様化しています。本町においても、有料老人ホームの整備が進んでいます。介護保険制度における施設サービスについては、有料老人ホーム等の設置状況も踏まえながら、必要量について検討しています。

|                | 施設数  | 定員数 |
|----------------|------|-----|
| 有料老人ホーム(休止中含む) | 4事業所 | 99名 |
| サービス付き高齢者向け住宅  | 0事業所 | 0戸  |

### 3 総給付費及び介護保険料の算定について

介護保険料は、「2 介護保険サービスによる介護（予防）給付の将来推計」に基づき、介護サービスの提供にかかる費用を算定します。高齢者の増加に伴い、介護サービスの利用も増えてきており、介護保険料の負担も増加する傾向にあります。

#### （１）介護給付

単位：千円

|                      | 第8期     |         |         | 中長期     |           |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|-----------|
|                      | R 3     | R 4     | R 5     | R 7     | R 22      |
| <b>居宅サービス</b>        |         |         |         |         |           |
| 訪問介護                 | 63,035  | 77,854  | 80,606  | 80,606  | 80,606    |
| 訪問入浴介護               | 297     | 297     | 297     | 297     | 297       |
| 訪問看護                 | 19,064  | 24,045  | 26,737  | 26,737  | 26,737    |
| 訪問リハビリテーション          | 7,071   | 8,316   | 9,558   | 9,558   | 10,341    |
| 居宅療養管理指導             | 5,388   | 5,838   | 6,567   | 6,567   | 6,567     |
| 通所介護                 | 153,681 | 159,625 | 159,625 | 162,937 | 161,848   |
| 通所リハビリテーション          | 70,944  | 73,078  | 75,174  | 75,174  | 75,174    |
| 短期入所生活介護             | 32,005  | 36,296  | 40,637  | 40,637  | 40,637    |
| 短期入所療養介護             | 2,205   | 2,207   | 2,207   | 2,207   | 2,207     |
| 福祉用具貸与               | 19,685  | 19,302  | 20,288  | 20,191  | 20,145    |
| 特定福祉用具販売             | 1,213   | 1,213   | 1,213   | 1,213   | 1,213     |
| 住宅改修費                | 2,895   | 3,515   | 4,886   | 4,886   | 4,886     |
| 特定施設入居者生活介護          | 33,347  | 33,366  | 33,366  | 35,323  | 41,393    |
| <b>地域密着型サービス</b>     |         |         |         |         |           |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 0       | 0       | 0       | 0       | 0         |
| 夜間対応型訪問介護            | 0       | 0       | 0       | 0       | 0         |
| 地域密着型通所介護            | 10,770  | 11,625  | 11,625  | 11,625  | 11,625    |
| 認知症対応型通所介護           | 0       | 0       | 0       | 0       | 0         |
| 小規模多機能型居宅介護          | 25,041  | 27,167  | 33,543  | 33,543  | 33,543    |
| 認知症対応型共同生活介護         | 24,294  | 27,184  | 27,184  | 27,184  | 27,184    |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0       | 0       | 0       | 0       | 0         |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 101,658 | 101,715 | 101,715 | 101,715 | 101,715   |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0       | 0       | 0       | 0       | 0         |
| <b>施設サービス</b>        |         |         |         |         |           |
| 介護老人福祉施設             | 63,636  | 63,671  | 63,671  | 70,127  | 73,469    |
| 介護老人保健施設             | 42,591  | 42,615  | 42,615  | 42,615  | 50,069    |
| 介護医療院                | 89,665  | 170,459 | 170,459 | 170,459 | 209,299   |
| 介護療養型医療施設            | 0       | 0       | 0       |         |           |
| 居宅介護支援               | 37,573  | 39,842  | 40,583  | 40,582  | 42,488    |
| 合計                   | 806,058 | 929,230 | 952,556 | 964,183 | 1,021,443 |

## (2) 予防給付

単位: 千円

|                  | 第8期     |         |         | 中長期     |         |
|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                  | R 3     | R 4     | R 5     | R 7     | R 22    |
| 介護予防サービス         |         |         |         |         |         |
| 介護予防訪問入浴介護       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防訪問看護         | 6, 275  | 6, 278  | 6, 278  | 6, 278  | 6, 278  |
| 介護予防訪問リハビリテーション  | 1, 974  | 1, 975  | 1, 975  | 1, 975  | 2, 347  |
| 介護予防居宅療養管理指導     | 706     | 707     | 707     | 707     | 707     |
| 介護予防通所リハビリテーション  | 10, 232 | 10, 759 | 11, 281 | 11, 281 | 12, 626 |
| 介護予防短期入所生活介護     | 592     | 593     | 593     | 593     | 593     |
| 介護予防短期入所療養介護     | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防福祉用具販売       | 4, 304  | 4, 440  | 4, 589  | 4, 440  | 4, 995  |
| 特定介護予防福祉用具購入費    | 457     | 457     | 457     | 457     | 457     |
| 介護予防住宅改修         | 822     | 822     | 822     | 822     | 822     |
| 介護予防特定施設入居者生活介護  | 1, 353  | 1, 354  | 1, 354  | 1, 354  | 1, 354  |
| 地域密着型介護予防サービス    |         |         |         |         |         |
| 介護予防認知症対応型通所介護   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護  | 973     | 1, 529  | 1, 529  | 1, 529  | 1, 529  |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 介護予防支援           | 4, 471  | 4, 641  | 4, 976  | 4, 809  | 5, 424  |
| 合計               | 32, 159 | 33, 555 | 34, 561 | 34, 245 | 37, 132 |

## (3) 地域支援事業

単位: 千円

|                            | 第8期     |         |         | 中長期     |         |
|----------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                            | R 3     | R 4     | R 5     | R 7     | R 22    |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費           |         |         |         |         |         |
| 訪問型相当サービス                  | 3, 690  | 3, 720  | 3, 770  | 3, 820  | 4, 210  |
| 通所型相当サービス                  | 23, 030 | 23, 580 | 23, 940 | 24, 100 | 27, 560 |
| 包括的支援事業・任意事業費              |         |         |         |         |         |
| 包括的支援事業<br>(地域包括支援センターの運営) | 9, 990  | 10, 020 | 10, 130 | 10, 130 | 10, 130 |
| 任意事業                       | 180     | 180     | 190     | 190     | 190     |
| 包括的支援事業(社会保障充実分)           | 10, 220 | 10, 240 | 10, 360 | 10, 360 | 10, 360 |
| 合計                         | 56, 830 | 57, 490 | 58, 240 | 58, 452 | 62, 481 |

※単位未満は四捨五入しているため、各項目の計と合計が一致しない場合があります。

## (4) その他

単位：千円

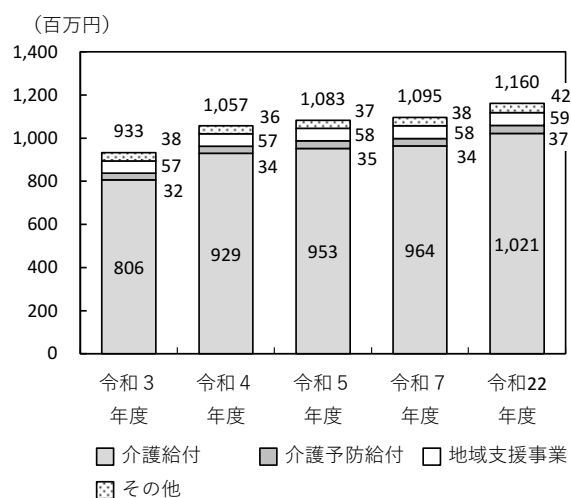
|                                | 第8期    |        |        | 中長期    |        |
|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                                | R 3    | R 4    | R 5    | R 7    | R 22   |
| 特定入所者介護サービス費等給付額<br>(財政影響額調整後) | 23,462 | 21,770 | 22,438 | 22,652 | 25,038 |
| 高額介護サービス費等給付額<br>(財政影響額調整後)    | 12,331 | 12,607 | 12,990 | 13,118 | 14,499 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額              | 882    | 962    | 982    | 1,083  | 1,184  |
| 算定対象審査支払手数料                    | 951    | 1,037  | 1,058  | 1,167  | 1,276  |
| 合計                             | 37,625 | 36,376 | 37,468 | 38,021 | 41,997 |

※単位未満は四捨五入しているため、各項目の計と合計が一致しない場合があります。

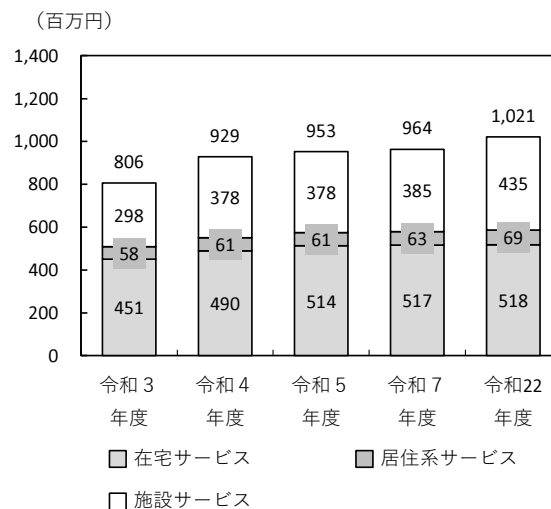
## (5) 総事業費の動向

総事業費は年々増加することを想定しており、その大半は介護給付となっています。介護給付の見込みを見ると、令和4年度、5年度は、介護医療院への転換の影響を受け、施設サービスが増加する見込みです。

### ■総事業費の見込み



### ■介護給付の見込み



※単位未満を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合があります。

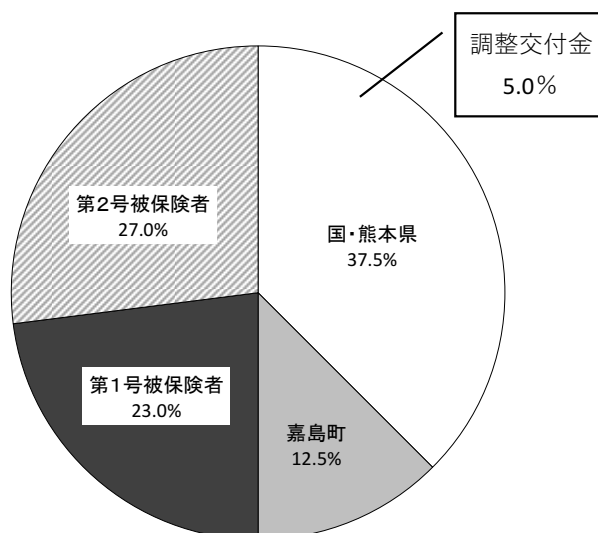


## （６）介護保険給付にかかる費用の財源構成

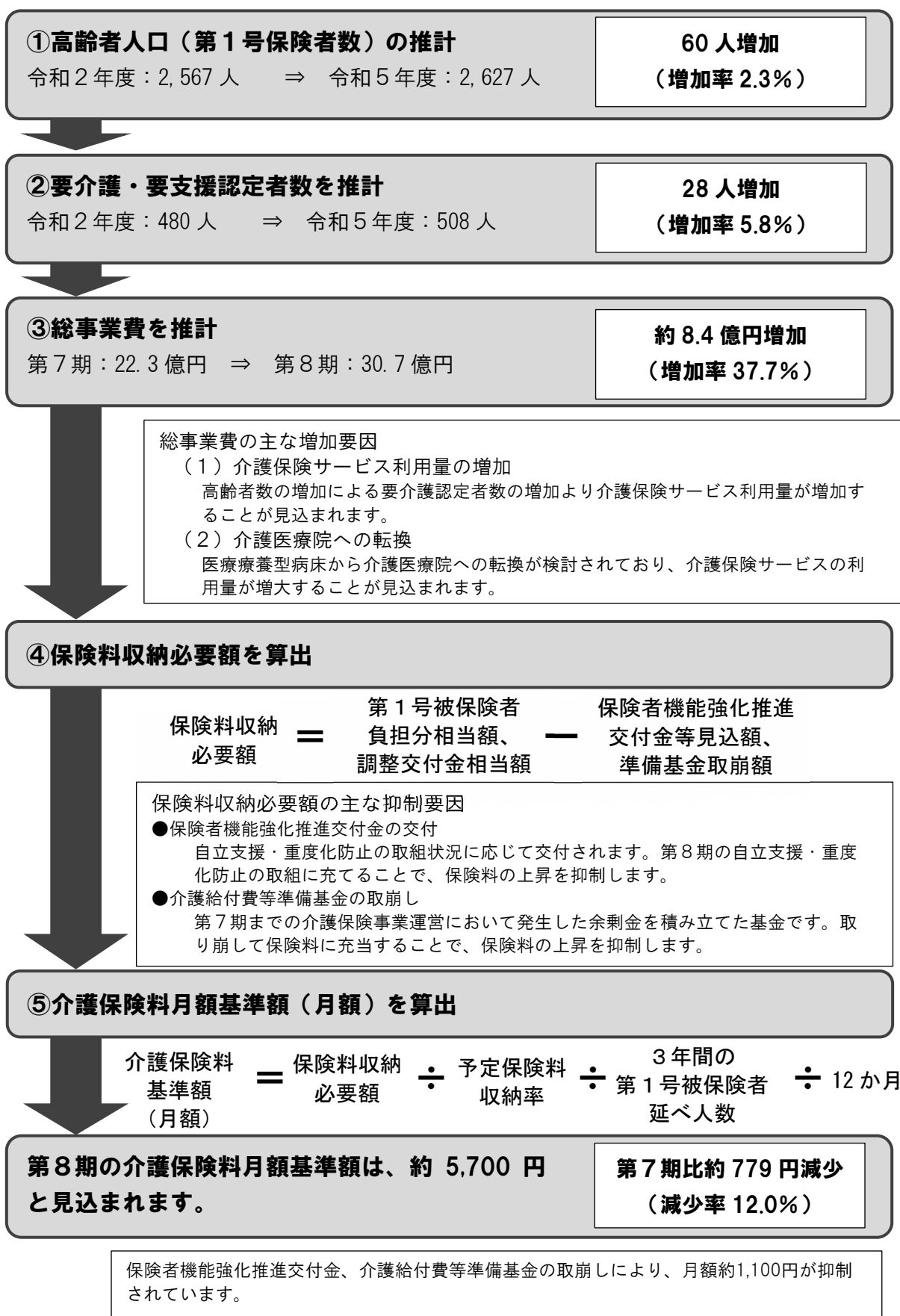
介護保険給付に必要な費用の半分を公費（国・熊本県・嘉島町）で負担し、残る半分を介護保険料で負担します。

第８期計画期間については、第７期計画に引き続き、第１号被保険者（６５歳以上の高齢者）の負担割合は２３．０％、第２号被保険者（４０歳から６４歳までの人）は２７．０％となります。

また、国負担の一部は調整交付金として負担されますが、高齢者の人口構成と所得の状況に応じて交付割合が決定されます。



## (7) 介護サービス見込量に基づく介護保険料算定の流れ



同じ計算方法で算出した令和7年度の介護保険料月額基準額は、約7,500円と見込んでいます。

## （８）所得段階別保険料額の算定

介護保険給付費等や地域支援事業費の23%を第1号被保険者が、所得段階に応じて介護保険料として負担することになります。

第8期においては、所得に応じてきめ細かく負担割合を設定するとともに、低所得者に配慮するため、第7期計画を踏襲し、所得段階を9段階とします。

**第8期介護保険 基準保険料 5,700 円／月 （68,400 円／年）**

| 段階   | 対象              |                                      | 保険料率              | 保険料額(円)          |                    |
|------|-----------------|--------------------------------------|-------------------|------------------|--------------------|
|      |                 |                                      |                   | 月額               | 年額                 |
| 第1段階 | 世帯全員が<br>町民税非課税 | 老齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人              | 基準額×0.5<br>(0.3)  | 2,850            | 34,200             |
|      |                 | 前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人            |                   | (1,710)          | (20,520)           |
| 第2段階 |                 | 前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の人   | 基準額×0.75<br>(0.5) | 4,275<br>(2,850) | 51,300<br>(34,200) |
| 第3段階 |                 | 前年の本人合計所得＋課税年金収入が120万円を超える人          | 基準額×0.75<br>(0.7) | 4,275<br>(3,990) | 51,300<br>(47,880) |
| 第4段階 |                 | 本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円以下の人  | 基準額×0.90          | 5,130            | 61,560             |
| 第5段階 | 世帯の誰かが<br>町民税課税 | 本人が町民税非課税で前年の本人合計所得＋課税年金収入が80万円を超える人 | <b>基準額</b>        | <b>5,700</b>     | <b>68,400</b>      |
| 第6段階 | 本人が<br>町民税課税    | 前年の本人合計所得が120万円未満の人                  | 基準額×1.20          | 6,840            | 82,080             |
| 第7段階 |                 | 前年の本人合計所得が120万円以上210万円未満の人           | 基準額×1.30          | 7,410            | 88,920             |
| 第8段階 |                 | 前年の本人合計所得が210万円以上320万円未満の人           | 基準額×1.50          | 8,550            | 102,600            |
| 第9段階 |                 | 前年の本人合計所得が320万円以上の人                  | 基準額×1.70          | 9,690            | 116,280            |

※( )内は、非課税世帯を対象とした公費負担による保険料軽減の保険料率、保険料額です。

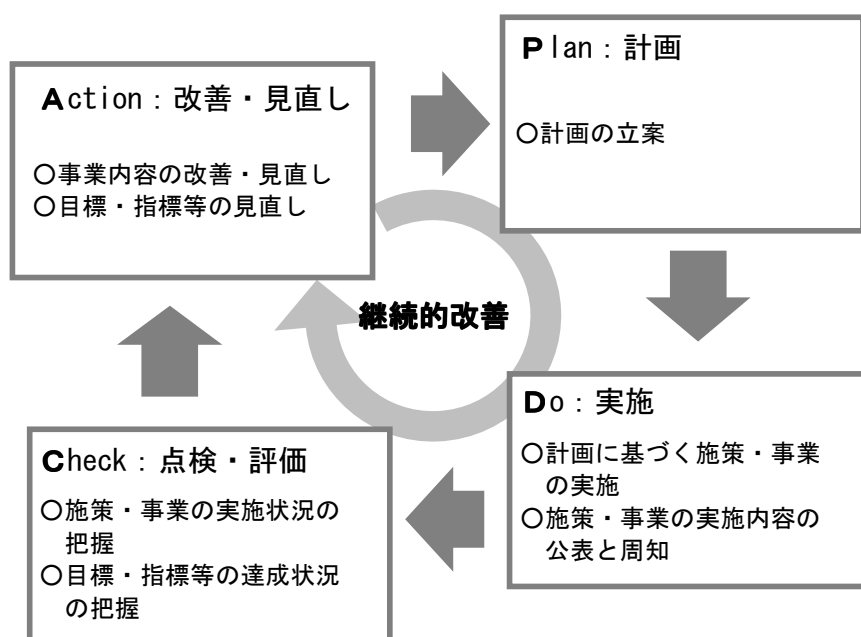
■所得段階別被保険者数および所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

単位：人

| 段階区分              | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|
| 第1段階              | 316   | 317   | 320   |
| 第2段階              | 237   | 237   | 240   |
| 第3段階              | 194   | 194   | 196   |
| 第4段階              | 313   | 314   | 317   |
| 第5段階              | 515   | 517   | 524   |
| 第6段階              | 425   | 427   | 431   |
| 第7段階              | 293   | 294   | 297   |
| 第8段階              | 138   | 139   | 140   |
| 第9段階              | 160   | 160   | 162   |
| 第1号被保険者数計         | 7,817 |       |       |
| 所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 7,989 |       |       |

## 第6章 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けた施策事業の進行管理などを行います。また、計画を効果的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、管理していきます。さらに、全町的な観点から本計画を推進するため、医療機関や社会福祉法人などの関係機関との連携を進めます。



---

## 第8期嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行：令和3年3月

発行・編集：嘉島町 〒861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530番地

電話：096-237-1111 FAX：096-237-2359

---